

## 構造改革特別区域基本方針について

〔平成15年1月24日〕  
閣議決定

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第3条第1項の規定に基づき、構造改革特別区域基本方針を別紙のとおり定める。

## 構造改革特別区域基本方針

構造改革特別区域(以下「特区」という)において、地方公共団体が事業を実施し又はその実施を促進することによって経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号。以下「法」という)第3条第1項に基づき、政府における基本的な施策の推進の方向を示すものとして、本基本方針を定める。

(注)用語の定義は法による。

### 1. 構造改革の推進等の意義及び目標

#### (1) 構造改革の推進等の意義

経済の活性化のためには、規制改革を行うことによって、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要である。現下の我が国の厳しい経済情勢を踏まえると、一刻も早く規制改革を通じた構造改革を行うことが必要であるが、全国的な規制改革の実施は、さまざまな事情により進展が遅い分野があるのが現状である。こうしたことを踏まえ、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設けることで、当該地域において地域が自発性を持って構造改革を進めることが、特区制度を導入する意義である。

したがって、地域においては、国があらかじめ何らかのモデルを示したり、従来型の財政措置による支援措置を講じることに期待するのではなく、「自助と自立の精神」を持って「知恵と工夫の競争」を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することが期待される。また、そのような地域の独創的な構想を最大限実現するための環境整備を、内閣一体となって行っていくのが特区制度である。

#### (2) 構造改革の推進等の目標

特区制度の導入により実現すべき目標は、以下の2つである。地方公共団体や民間事業者等は、これらの目標を実現しうるような特区構想を立案することが期待される。

）特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、十分な評価を通じ、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性

化を実現すること。

) 地域の特性を顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出、消費者・需要家利益の増進等により、地域の活性化につなげること。

## 2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針

### (1) 特区の推進に関する基本方針

特区制度は、「規制は全国一律でなければならない」という考え方から、「地域の特性に応じた規制を認める」という考え方に転換を図り、地域の実態に合わせた規制改革を通じて、「官から民へ」、「国から地方へ」という構造改革を加速させるための突破口となるものである。

こうしたことから、特区の推進に当たっては、定期的に地方公共団体や民間事業者等から提案を受付け、それらの提案について「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を行い、別表1を追加・充実していくものとする。

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、一定期間後に評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。

これらの一連のプロセスは、透明性を保って進めていく必要がある。また、個別の規制の特例措置については、規制所管省庁は本基本方針別表1に定める事項及びこれに即して定められる法律、政省令(告示を含む。)、訓令又は通達(以下「法令等」といふ。)で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

また、今後とも特区の検討にあたっては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日閣議決定)を踏まえ、引き続き総合規制改革会議等の意見を聴きつつ、その推進を図るものとする。

### (2) 特区において講じられた規制の特例措置の評価に関する基本方針

特区において講じられた規制の特例措置の評価

特区において講じられた規制の特例措置については、毎年度その実施状況について以下の2つの観点からの評価を行う。

1) 規制の特例措置のあり方に関する評価

規制の特例措置について、

ア) 地域を限定することなく全国において実施

イ) 引き続き当該地域特性を有する地域に限定して適用

ウ) 規制の特例措置の廃止又は是正  
のいずれかの評価を行う。

.....) 個別の特区内において講じられた規制の特例措置の効果、影響等に関する  
評価

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、構造改革特別区域計画に記載されているような効果を上げているか、について評価し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は取消しや、構造改革特別区域計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

評価のプロセス及び体制

.....) 評価の体制

構造改革特別区域推進本部(以下「本部」といふ。)に、民間事業者、学識経験者等第三者からなる評価委員会(仮称)を平成15年中に設置することを検討する。また、本部は、特区の評価に当たって必要な具体的なデータや事例の収集、調査等について、必要に応じ、総務省行政評価局の機能を活用する。

.....) 規制の特例措置のあり方に関する評価のプロセス

特例措置が講じられる規制の所管省庁の長は法第36条第1項に基づき毎年度規制の特例措置の効果、影響等を含む適用状況について調査を行い、本部に報告するものとする。この規制所管省庁の長からの報告を踏まえて、評価委員会は上記(ア)からウ)の判断のための意見を本部長に提出する。

評価委員会の意見を踏まえ、本部は上記(ア)からウ)の判断について決定を行う。本部において上記のア)と決定されたものについては、規制所管省庁はすみやかに必要な法令の改正等を行うものとする。また、本部において上記のウ)と決定されたものについては、別表1を改訂し、必要な法令等を改正する。

これらの特区において講じられた規制の特例措置の評価に当たっては、全国規模での規制改革の検討と整合的に進める必要があるため、総合規制改革会議と密接な連携を図るものとする。

### ）個別の特区内において講じられた規制の特例措置の効果、影響等に関する評価のプロセス

内閣総理大臣は、必要に応じて地方公共団体の特区における構造改革特別区域計画の実施状況について調査を行い、構造改革特別区域計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講じるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講じる場合には、本部を通じて評価委員会の意見を求めるものとする。

また、規制所管省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、当該規制所管省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講じるものとする。なお、規制所管省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講じる場合には、本部を通じて評価委員会の意見を求めるものとする。

評価委員会の評価の結果、規制の特例措置の実施による弊害等の発生や規制の特例措置の効果が認められないこと等により、構造改革特別区域計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講じる。

#### 評価の具体的方法

評価委員会における具体的な評価の方法等については、評価委員会発足後に定める。

### (3) 法令解釈事前確認制度の運用に関する基本方針

法第4条第7項に基づく法令解釈事前確認制度は、地方公共団体が構造改革特別区域計画の案を作成するに当たって、事前に法令の解釈を明確にすることにより、特区制度の円滑な運用を促進するための制度である。

地方公共団体は、関係行政機関の長に対して確認を求めるときには、本部のホームページ上 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html> : 以下同じ。) に公表するあて先に書面又は電磁的方法により行うものとする。確認を求められた関係行政機関の長は、原則として30日以内に当該地方公共団体に対して書面又は電磁的方法により回答するものとする。30日以内に回答ができない場合には、その理由及び回答予定日を書面又は電磁的方法により当該地方公共団体に回答するものとする。

回答を行った関係行政機関の長は、回答の写しを本部の事務を処理する内閣官房(以下単に「内閣官房」という。)にすみやかに送付するものとする。個

別の回答の内容については、原則として本部のホームページ上において公開するものとする。

これらの一連の手続き等の手引きについては、本基本方針の閣議決定後すみやかにホームページ上において公開するものとする。

法では本条項は平成15年4月1日から施行することとされているが、3.(2)の認定申請受付期間に提出される構造改革特別区域計画の作成に対応するため、本基本方針の閣議決定後法の完全施行までの間、上記に基づいて法令解釈事前確認制度を運用するものとする。

#### (4) 民間事業者等から地方公共団体への提案に関する基本方針

法第4条第4項 第5項に基づく民間事業者等による地方公共団体への構造改革特別区域計画の案の作成についての提案は、民間事業者等のニーズを踏まえた真に地域の活性化に資する特区を実現するために設けられた制度である。

地方公共団体は、本条項に基づき民間事業者等から提案を受けた場合には真摯にそれらを検討し、構造改革特別区域計画の案を作成する場合には民間事業者等からの提案を十分に踏まえたものとするのが望まれる。

また、構造改革特別区域計画の案を作成する必要がないと判断したときはその旨及びその理由を提案した民間事業者等に通知しなければならないが、その場合提案を受付けてから30日以内に書面又は電磁的方法により回答することが望まれる。

#### (5) 地方公共団体、民間事業者等からの苦情処理・相談等に関する基本方針

法に基づき行う内閣総理大臣の認定及び認定の取消しに関して地方公共団体に不服がある場合には、地方自治法の規定に基づき国地方係争処理委員会に対し審査の申出をすることができるが、このような事態に至る前に紛争を未然に防ぐため、内閣官房は地方公共団体、民間事業者等からの苦情処理等のための相談窓口を設けるものとする。

地方公共団体や民間事業者等は、たとえば上記(3)の法令解釈事前確認制度に基づく関係行政機関の長からの回答が期限までにない場合や、民間事業者等から地方公共団体への提案をしたにも関わらず地方公共団体から何ら回答がない場合等において、この相談窓口に事実の確認等を求めることができる。

## (6)その他特区の推進のための基本方針

### 定期的な規制改革の提案の募集

地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案を可能とし、特区制度を充実していくためには、可能な限り幅広い規制を特区において特例措置を講じることが可能とする必要がある。

そのため、平成15年1月15日を期限として行ってきた提案募集と同様の方法により、年に二度程度特区において講ずべき規制の特例措置についての提案募集を、地方公共団体及び民間事業者等から行う。

当面の提案募集の期間は下記のとおりである。

）平成15年6月1日から平成15年6月30日まで

）平成15年11月1日から平成15年11月30日まで

提案を受けたものについては、内閣官房が関係省庁と調整を図り、別表1の改定を行うことにより規制の特例措置の追加・充実を決定していくこととする。これらの内閣官房と関係行政機関の調整状況については、これまでと同様に可能な限り本部のホームページ上において公開するものとする。

なお、すでに構造改革特別区域計画の認定を受けている地方公共団体においても、新たに追加された規制の特例措置を特区内で実施するために、構造改革特別区域計画の変更を申請することができる。

### 訓令又は通達に関する措置

法に定める特区制度の対象となる規制は、法律、政令又は主務省令で定められているものであるが、法の附則第3条を踏まえ、訓令又は通達による規制についても、特区制度において本指針の適用に当たっては、法律、政令又は主務省令で定められている規制と同一の扱いとする。

## 3. 構造改革特別区域計画の認定に関する基本的な事項

### (1) 構造改革特別区域計画の認定に関する基本方針

地方公共団体の作成した構造改革特別区域計画については、3.に定める事項を満たす場合には認定するものとし、その数は限定しない。

したがって、内閣総理大臣の認定に関する事務を行う内閣府においては、地方公共団体の構造改革特別区域計画を選抜していくという「査定」をするのではなく、3.に定める事項を満たすように助言、支援をしていくという姿勢で対応すべきである。

また、構造改革特別区域計画の全体が、3.のすべてを満たさない場合であ

っても、内閣総理大臣は、認定基準を満たさない部分を除外した部分に限ったり、一定の条件を付すことにより、構造改革特別区域計画を認定することができる。

## (2) 構造改革特別区域計画の認定申請のスケジュール等

当面の地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定申請の受付期間は、下記のとおりである。(規制の特例措置の追加に係る構造改革特別区域計画の変更認定申請も同じ。)

- ) 平成15年4月1日から平成15年4月14日まで
- ) 平成15年7月1日から平成15年7月14日まで
- ) 平成15年10月1日から平成15年10月14日まで
- ) 平成16年1月13日から平成16年1月26日まで

平成16年度から平成18年度までのスケジュールについては、平成15年度の認定申請の状況を勘案して定めるものとする。

具体的な認定申請の手続き等については、内閣府令において定めるものとするが、その詳細な手引きについては、平成15年2月はじめに本部のホームページ上において公開するものとする。

## (3) 構造改革特別区域計画の認定申請に当たっての基本的な事項

計画の認定申請の主体

構造改革特別区域計画の認定申請の主体となりうる地方公共団体は、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、地方自治法第284条第1項の一部事務組合又は広域連合であるが、その主な組み合わせを例示すると以下のようなものがある。

- ) 市町村(特別区を含む。以下同じ。)単独
- ) 複数の市町村の共同
- ) 複数の都道府県の共同(ただし法第4条第3項に基づき関係市町村(事業実施地域となる市町村)の意見を聴かなければならない。)
- ) 都道府県単独(ただし法第4条第3項に基づき関係市町村(事業実施地域となる市町村)の意見を聴かなければならない。)
- ) 都道府県と市町村の共同(ただし都道府県にあっては、法第4条第3項に基づき関係市町村(事業実施地域となる市町村)の意見を聴かなければならない。)



### 構造改革特別区域の範囲

特区の範囲は、地方公共団体が実施しようとする事業の内容に応じて、たとえば市町村の区域内の一部又はその全域、市町村の区域をまたがる特定の区域又はその全域、市町村又は都道府県内の複数の区域(いわゆる「飛び地」)など、当該事業を実施するために合理的な範囲で任意に設定できる。

### 構造改革特別区域計画に記載すべき事項

構造改革特別区域計画に記載すべき事項については、法第4条第2項に定められているが、記載の様式、詳細な事項については内閣府令において定めるものとする。なお、詳細な記載方法の手引きについては、平成15年2月はじめに本部のホームページ上において公開するものとする。

### (4) 構造改革特別区域計画の作成に当たって必要な事項

地方公共団体は、下記の事項にしたがって構造改革特別区域計画を作成する必要がある。

- ) 特区において講じようとする規制の特例措置が、法令等で定められているところに適合するものであること。
- ) 地方公共団体が実現しようとしている目標の達成のために、必要不可欠な規制の特例措置であること。
- ) 地方公共団体が実現しようとしている目標、実施しようとしている事業の内容に照らして、特区の範囲の設定が妥当であること。
- ) 実施しようとしている事業の内容と講じようとする規制の特例措置とが整合していること。
- ) 民間事業者等から提案を受けて作成した場合における民間事業者等からの提案を踏まえたものとなっており、かつ実施主体等から適切な意見聴取等を行っていること。

### (5) 構造改革特別区域計画認定の基準

法第4条第8項各号に定める基準の具体的な事項は以下のとおりである。

1号基準(構造改革特別区域基本方針に適合するものであること)

- ) 「構造改革の推進等の意義及び目標」と合致していること

地方公共団体が構造改革特別区域計画を作成するに当たって、1.に定める構造改革の推進等の意義及び目標に合致していることを立証する必要がある。

その際、構造改革特別区域計画の内容が、地域特性に応じた地域活性

化のみならず、1.(2)の )に示したように、将来全国的な構造改革へと波及しうるような地域発の構造改革たりうるものであることに留意する必要がある。

)「構造改革特別区域計画の認定に関する基本的な事項」と合致していること

構造改革特別区域計画に記載されている事項が、上記(4)の )から )を満たすことが判断基準である。

2号基準(当該構造改革特別区域計画の実施が当該構造改革特別区域に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること)

特区において構造改革特別区域計画に定める事業を総合的に行うことにより期待される経済的社会的効果が、具体的かつ合理的に説明されていることが判断基準である。実施しようとしている事業の性格にもよるが、生産額の増加や雇用の増加など可能な限り定量的に示すべきである。

3号基準(円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること)

構造改革特別区域計画が認定された場合に

)規制の特例措置を受ける主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと

)事業の実施スケジュールが明確であること

が判断基準である。なお、構造改革特別区域計画の申請時点では規制の特例措置を受ける主体が特定されていない場合には、内閣総理大臣は計画の認定の日から1年以内に同主体を特定することを条件として、構造改革特別区域計画を認定することができる。

#### (6)関係行政機関の長による同意の手続き

内閣総理大臣は地方公共団体から申請のあった構造改革特別区域計画を認定すべきであると判断した場合は、法第4条第9項に基づき期限を付して個別の規制の特例措置について当該規制所管省庁の長に対して文書にて同意を求めるものとする。

同意を求められた規制所管省庁の長は、期限までに書面又は電磁的方法により同意又は不同意の回答を行うものとする。別表1に定める「特例措置の内容」及びこれについて規定した別表1に即して定められる法令等(以下「特例措置の内容等」といふ。)に定められている事項への適合の判断は地方公共団体が行うものとし、規制所管省庁の長は、構造改革特別区域計画に記載さ

れた規制の特例措置が別表1に定める「同意の要件」及びこれについて規定した別表1に即して定められる法令等(以下「同意の要件等」といふ)に適合していれば、構造改革特別区域計画に記載された特例措置の内容が「特例措置の内容等」に明らかに反する場合を除き、同意をするものとする。

規制所管省庁の長が不同意をする場合には、構造改革特別区域計画に記載された規制の特例措置についてどのような部分が「同意の要件等」又は「特例措置の内容等」を満たしていないのかについて、具体的な理由を付すものとする。規制所管省庁の長が不同意と回答する場合には、内閣総理大臣は当該構造改革特別区域計画の認定を行う前に、当該構造改革特別区域計画を作成した地方公共団体及び規制所管省庁から事実の確認等を行い、所要の調整を図るものとする。

また、規制所管省庁の長は、同意する場合にあっては、当該構造改革特別区域計画の認定に当たって「同意の要件等」に関する条件を付すことを、内閣総理大臣に対して求めることができる。

#### (7) 認定しなかった場合、不同意の場合の理由等の通知

地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画を内閣総理大臣が認定しなかった場合、及び認定した場合であっても構造改革特別区域計画に記載された規制の特例措置の一部について規制所管省庁の長が最終的に同意しなかった場合においては、その理由を当該地方公共団体に書面又は電磁的方法により通知するものとする。

### **4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画**

#### (1) 特区において講じることが可能な規制の特例措置

特区において講じることが可能な規制の特例措置の内容、関係行政機関の長の同意の要件、規制の特例措置に伴い必要となる手続き等を定めたものは別表1のとおりである。

規制所管省庁においては、別表1に掲げられた規制の特例措置を定める法令等の案を作成するに当たっては、別表1に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。また、規制の特例措置を定める政省令、訓令又は通達は、平成15年3月までのできる限り早い時期に公布し、4月1日に施行するものとする。

なお、別表1は、2(6)に基づく地方公共団体や民間事業者等からの提案を受けて検討した結果、特区において規制の特例措置を講じることとされたも

のについて、適宜追加・充実していくものとする。

## (2)全国において規制改革を実施することとなった規制改革事項

平成14年8月30日締め切りの提案募集で出された規制改革要望について検討した結果、「構造改革特区に限定するのではなく、全国において実施することとなった規制改革事項(実施時期及び内容が明示されているものに限る。)」は「構造改革特区推進のためのプログラム」(平成14年10月11日構造改革特区推進本部決定)の別表2に列挙されているところである。

平成14年12月12日に決定された総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第2次答申」の別表(参考として添付)に、「構造改革特区推進のためのプログラム」の別表2のより一層の深掘り等を図った形で規制改革の内容、実施時期等の検討結果が掲載されているが、関係行政機関においては、本検討結果を最大限に尊重して、所要の施策に速やかに取り組むものとする。

なお、2(6)に基づく地方公共団体や民間事業者等からの提案を受けて検討した結果、全国において実施することとなった規制改革事項については、本基本方針において新たに作成する別表2として適宜追加していくものとする。

# 別表 1

【以下の内容を実現するために必要な人事院規則の整備を要請する。】

|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 201  |
| 特定事業の名称             | 国立大学教員等の勤務時間内技術移転兼業事業  |
| 措置区分                | 規則   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 国家公務員法第101条<br>人事院規則14-17  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 国家公務員法第101条においては、職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととされ、人事院規則14-17に基づき技術移転兼業を行う場合に、割り振られた勤務時間の一部を割くことができる旨の規定はない。  |
| 特例措置の内容             | 地方公共団体が、その設定する特区内に存する国立大学等（人事院規則14-17に基づく国立大学及び特定試験研究機関等をいう。以下、この表において同じ。）の国立大学教員等（人事院規則14-17に基づく国立大学教員又は研究職員をいう。以下、この表において同じ。）が技術移転兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該国立大学教員等が技術移転兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ技術移転事業者の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。 |
| 同意の要件               | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 国立大学教員等がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこととする。   |

【以下の内容を実現するために必要な人事院規則の整備を要請する。】

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 202   |
| 特定事業の名称             | 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業   |
| 措置区分                | 規則  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 国家公務員法第101条<br>人事院規則14-18   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 国家公務員法第101条においては、職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととされ、人事院規則14-18に基づき研究成果活用兼業を行う場合に、割り振られた勤務時間の一部を割くことができる旨の規定はない。   |
| 特例措置の内容             | 地方公共団体が、その設定する特区内に存する国立大学等（人事院規則14-18に基づく国立大学及び試験研究機関等をいう。以下、この表において同じ。）の国立大学教員等（人事院規則14-18に基づく国立大学教員又は研究職員をいう。以下、この表において同じ。）が研究成果活用兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該国立大学教員等が研究成果活用兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ研究成果活用企業の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。 |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 国立大学教員等がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこととする。  |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 301   |
| 特定事業の名称             | 預金取扱金融機関による営業用不動産の有効活用事業  |
| 措置区分                | 通達  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | なし  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | なし  |
| 特例措置の内容             | 特区において地域の活性化のための現に有効活用したいという案件がある場合には、金融庁において特に当該事案に係る照会の優先処理を行う。 |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし  |



|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 401   |
| 特定事業の名称             | 住民票の写しの自動交付機の設置場所拡大事業   |
| 措置区分                | 通達  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 請求者識別カードによる請求に基づく住民票の写し等の交付の請求に係る留意事項等について(平成2年6月19日自治振第60号各都道府県総務部長あて自治省行政局振興課長通知) |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 市町村が都道府県又は国の施設内に住民票の写しの自動交付機を設置する場合には、通知で定める一定の機能を備えた上で設置しなければならない。                 |
| 特例措置の内容             | 個人情報の保護やセキュリティに配慮しつつ、通知で定める基準にかかわらず、市町村の判断により住民票の写しの自動交付機の設置を可能とする。                 |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし  |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 402  |
| 特定事業の名称             | 印鑑登録証明書の自動交付機の設置場所拡大事業   |
| 措置区分                | 通達   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 印鑑登録者識別カードによる申請に基づく印鑑登録証明書の交付に係る留意事項等について(平成5年12月20日自治振第208号各都道府県総務部長あて自治省行政局振興課長通知) |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 市町村が都道府県又は国の施設内に印鑑登録証明書の自動交付機を設置する場合には、通知で定める一定の機能を備えた上で設置しなければならない。                 |
| 特例措置の内容             | 個人情報の保護やセキュリティに配慮しつつ、通知で定める基準にかかわらず、市町村の判断により印鑑登録証明書の自動交付機の設置を可能とする。                 |
| 同意の要件               | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし   |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 403  |
| 特定事業の名称             | 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業  |
| 措置区分                | 政令   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第7条第3項   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 土地開発公社は、港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに住宅用地、地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地を造成し、販売することができる。   |
| 特例措置の内容             | 土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の規定により造成した土地であつて地方公共団体が設定する特区内に所在するものを、工場、事務所その他の業務施設等の用に供するために賃貸することが、都市の健全な発展と秩序ある整備に寄与すると当該地方公共団体が認めて認定を申請し、その認定を受けたときは、土地開発公社は、当該土地を工場、事務所その他の業務施設等の用に供するために事業用借地権を設定し、賃貸することができる。 |
| 同意の要件               | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし   |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 404  |
| 特定事業の名称             | 地方公共団体による専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業   |
| 措置区分                | 法律   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 電気通信事業法第9条、第39条の5  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 1. 第一種電気通信事業を営もうとする者は、電気通信事業法(以下この表において「事業法」という。)第9条の許可を受けなければならないこと。<br>2. 第一種電気通信事業者が提供する卸電気通信役務については、その契約を総務大臣に届け出なければならないこと。   |
| 特例措置の内容             | 1. 地方公共団体が、その設定する特区の地理的条件等により、高度な電気通信回線設備を民間事業者が設置することがその経営上困難であると認められることから、当該特区における電気通信の健全な発達のために適切であるものとして、専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業を自ら営もうとして内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地方公共団体に対する事業法並びに電波法、有線電気通信法、有線放送電話に関する法律及び特定電子メールの送信の適正化等に関する法律並びに政令で定めるその他の法令の規定の適用については、当該地方公共団体を事業法第9条第1項の許可を受けた者とみなす。ただし、事業法第39条の5(卸電気通信役務を提供する契約)及び事業法第3章(土地の使用)の規定の適用については、この限りでない。<br>2. 認定を申請する地方公共団体は、電気通信役務の種類及び態様、業務区域並びに電気通信設備の概要を記載した書面を総務大臣に届け出なければならないこととする。<br>3. 法第9条第1項の規定により、上記認定が取り消された場合においては、当該取り消された認定を受けていた地方公共団体に対する事業法第39条の5(卸電気通信役務を提供する契約)の規定の適用については、同項ただし書の規定にかかわらず、当該地方公共団体を事業法第9条第1項の許可を受けた者とみなす。 |
| 同意の要件               | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし   |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 405   |
| 特定事業の名称             | 空中線利得を増大した5GHz帯無線アクセスシステムの導入事業  |
| 措置区分                | 省令  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 無線設備規則第49条の21第1項  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 送信空中線の絶対利得は10デシベル(10倍)以下とされている。   |
| 特例措置の内容             | 5GHz帯無線アクセスシステムの免許にあたって、地理的条件や電波の伝搬特性等を考慮して13デシベル(20倍)を上限に送信空中線の絶対利得を引き上げることが可能とする。 |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし  |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 406  |
| 特定事業の名称             | 電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用事業   |
| 措置区分                | 省令、告示  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 電波法施行規則第6条第4項<br>無線設備規則第7条第25項<br>周波数割当計画  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 無線アクセスシステム(5GHz帯等)については、電気通信事業者が無線局免許を受けることができる。   |
| 特例措置の内容             | 無線アクセスシステムについて、公共施設間又は自らの構内・敷地内において、特区及びその周辺において電気通信事業者のシステム展開や電波需要に影響を与えない範囲において通信を行うものである場合に、電波需要等の状況の変化により使用周波数、出力等の調整が行われることもあることを前提に、電気通信業務用以外への免許を可能とする。 |
| 同意の要件               | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし   |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 407   |
| 特定事業の名称             | 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業  |
| 措置区分                | 通達  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 消防法第17条、消防法施行令第2章第3節  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 旅館、飲食店等の一定の防火対象物の関係者は、消防法令で定める技術上の基準に従って、消防用設備等を設置し、維持しなければならない。  |
| 特例措置の内容             | <p>農家民宿事業(施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動(主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動をいう。)に必要な役務を提供する営業であって、農業者が行うものをいう。)を特区内で行う場合、当該区域の消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長は、消防法施行令第32条に基づく消防長又は消防署長の判断にあたってのガイドラインとして、例えば、誘導灯及び誘導標識については、次の要件を満たす場合には、当該農家の1階における誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に係る同令第26条の規定を適用しないことができること等について、通知により示すこととする。</p> <p>要件: 次の1から3までの条件に該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>次の(1)又は(2)に該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1階の各客室から直接外部に容易に避難できること。</li> <li>建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること</li> </ol> </li> <li>農家民宿の外に避難した者が、当該農家民宿の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。</li> <li>農家民宿において、その従業者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること。</li> </ol> |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし  |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 408  |
| 特定事業の名称             | 石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業  |
| 措置区分                | 省令   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令(以下、「レイアウト省令」という。)第10条、第11条、第12条   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | <p>1. レイアウト省令第10条(施設地区の配置の基準)では、製造施設地区は、その面積が1,000平方メートルを超え7,000平方メートル以下である場合にあってはその外周から内側3メートル以内の部分に施設又は設備を設置しないこと等</p> <p>2. レイアウト省令第11条(特定通路の幅員)では、施設地区の区分及び面積に応じて6、8、10、12メートルの特定通路を配置すること等</p> <p>3. レイアウト省令第12条(通路の配置及び形状の基準)では、特定通路の上空を横断する連絡導管等は、特定通路の地盤面から4メートル以上の間隔を有すること等</p> |
| 特例措置の内容             | レイアウト省令第10条から第12条の規定によって担保される安全性と同等の安全性を担保する代替措置が講ぜられているものとして、総務大臣及び経済産業大臣の同意を得て、構造改革特別区域計画が認定された場合には、当該各条の規定を適用しないこととする。  |
| 同意の要件               | 代替措置について、提出された実験データや文献等によって、個々の事業所のレイアウト状況等を踏まえた総合的な安全性が検証され、レイアウト省令第10条から第12条の規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし   |



|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 501,502,503  |
| 特定事業の名称             | 外国人研究者受入れ促進事業  |
| 措置区分                | 法律   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項及び第3項、第7条第1項第2号<br>出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)は、外国人が我が国で行うことが認められる活動類型ごとに在留資格を定め、外国人がそれらの在留資格のいずれかをもって入国・在留することとし、在留活動を変更しようとする場合には、法務大臣から在留資格の変更許可を受ける必要がある(入管法第20条)。また、各在留資格(外交、公用及び永住者の在留資格を除く。)には、3年を超えない範囲で在留期間が定められており(入管法第2条の2第3項)、外国人が現に付与されている在留期間を超えて本邦に在留する場合には、法務大臣から在留期間の更新許可(入管法第21条)を受ける必要がある。   |
| 特例措置の内容             | <p>1. 地方公共団体が、その設定する特区が次の各号のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定研究活動若しくは特定研究事業活動を行うものとして、又は特定家族滞在活動を行うものとして、在留資格認定証明書交付の申請があった場合には、当該特定研究等活動又は当該特定家族滞在活動を特定活動の在留資格に係る活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、在留資格認定証明書を交付することができる。</p> <p>(1) 当該特区内に特定の分野に関する研究のための活動の中核となる施設が所在し、かつ、当該施設の周辺に当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う施設が相当程度集積するものと見込まれ、又は当該施設の周辺におけるこれに関連する産業の発展が相当程度見込まれること。</p> <p>(2) 本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の当該特区内に所在する施設において特定の分野に関する研究を行う業務に従事する活動を行う外国人が併せて当該特定の分野に関する研究の成果を利用して行う事業を自ら経営する活動を行うことにより、当該特区において、当該特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展が相当程度見込まれること。</p> <p>2. 上記1の認定を申請する地方公共団体は、特定研究等活動に係る上記1の機関及びその施設を特定しなければならない。</p> <p>3. 外国人が上記1の証明書を提出して上陸の申請をした場合には、入管法第7条第1項に規定する上陸のための条件は、同項第1号、第2号及び第4号に掲げるものとする。この場合において、同項第2号の規定の適用については、当該申請に係る特定研究等活動又は特定家族滞在活動を特定活動の在留資格に係る活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものとみなす。</p> |

4. 上記3の外国人について特定活動の在留資格を決定する場合における当該在留資格に伴う在留期間は、入管法第2条の2第3項の規定にかかわらず、5年以内の期間(特定研究等活動を行う外国人研究者に係る在留期間を一律5年とし、当該外国人研究者の家族である特定家族滞在活動を行う外国人に係る在留期間は、扶養者である外国人研究者の在留期間を踏まえて5年以内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間)とする。

5. 次の各号に掲げる外国人についてその在留資格に係る当該各号に規定する許可をする場合における当該在留資格に伴う在留期間は、上記4と同様とする。

(1) 教授の在留資格又は研究の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって特定研究等活動を行うものとして入管法第20条第1項の規定により在留資格の変更を受けようとするもの 同条第3項の規定による特定活動の在留資格への変更の許可

(2) 入管法別表第1又は入管法別表第2の上欄の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって特定家族滞在活動を行うものとして入管法第20条第1項の規定により在留資格の変更を受けようとするもの 同条第3項の規定による特定活動の在留資格への変更の許可

(3) 特定活動の在留資格に係る活動として特定研究等活動を指定され特定活動の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって当該指定された特定研究等活動以外の特定研究等活動を行うものとして入管法第20条第1項の規定により法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を受けようとするもの 同条第3項の規定による法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更の許可

(4) 特定活動の在留資格に係る活動として特定研究等活動又は特定家族滞在活動を指定され特定活動の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって入管法第21条第1項の規定により在留期間の更新を受けようとするもの 同条第3項の規定による在留期間更新の許可

(5) 特定研究等活動を行う者の子として本邦で出生した外国人であって特定家族滞在活動を行うものとして入管法第22条の2第2項の規定により在留資格を取得しようとするもの 同条第3項において準用する入管法第20条第3項の規定による特定活動の在留資格の取得の許可

|                 |      |
|-----------------|------|
| 同意の要件           | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 504   |
| 特定事業の名称             | 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業  |
| 措置区分                | 通達  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | なし  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | なし  |
| 特例措置の内容             | <p>地方公共団体が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、特区内において、当該特区の特定事業若しくはその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人又は当該外国人の家族に係る在留資格認定証明書交付申請、資格外活動許可申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請及び在留資格取得許可申請につき、審査を担当する地方入国管理局において、特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別して優先的に処理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本事業は単独で行われるものではなく、他の特定事業と併せて実施されるものであること。</li> <li>2. 本事業と併せて実施される他の特定事業又はその関連事業が、これらの事業の遂行に必要な業務に外国人が従事する又は従事することが予定されているものであること。</li> <li>3. 本事業の対象となる特定事業又はその関連事業の名称、実施主体及び開始時期並びに外国人が実際に活動する公私の機関及びその施設の名称、所在地及び当該活動の内容が、構造改革特別区域計画において明示されていること。</li> </ol> |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし  |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 505   |
| 特定事業の名称             | 特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業   |
| 措置区分                | 通達  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 入国・在留審査要領(平成11年4月30日法務省管第1572号)第5編第2章第24節   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 永住許可の要件として、引き続き10年以上本邦に在留していることが求められるところ、外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者は、当該在留実績について5年以上となっている。  |
| 特例措置の内容             | <p>地方公共団体が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、特区内において、当該特区の特定事業又はその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人であつて、これらの事業において我が国への貢献があると認められる者については、永住許可の要件のうち、必要な在留実績を5年以上から3年以上に短縮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本事業は単独で行われるものではなく、他の特定事業と併せて実施されるものであること。</li> <li>2. 本事業と併せて実施される他の特定事業又はその関連事業が、これらの事業の遂行に必要な業務に外国人が従事する又は従事することが予定されているものであること。</li> <li>3. 本事業の対象となる特定事業又はその関連事業の名称、実施主体及び開始時期並びに外国人が実際に活動する公私の機関及びその施設の名称、所在地及び当該活動の内容が、構造改革特別区域計画において明示されていること。</li> </ol> |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし  |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 701   |
| 特定事業の名称             | 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業  |
| 措置区分                | 法律  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 関税法第100条第4号<br>税関関係手数料令第6条第1項   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 税関の執務時間外に臨時の執務を求めようとするときは、税関長の承認を受けなければならないが、承認を受ける場合には、税関職員が当該承認により執務する時間を基準として定められた手数料を納付する必要がある。   |
| 特例措置の内容             | <p>地方公共団体が、その設定する特区であって行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において関税法第2条第1項第3号に規定する外国貨物又は同項第2号に規定する輸出をしようとする貨物の積卸し又は運搬をすることができる港湾施設又は空港施設が所在するものにおける同法第98条第1項に規定する承認（臨時開庁の承認）の回数が1年を通じて相当数あることが見込まれるものとして政令で定める場合（下記1）に該当し、かつ、貿易の振興に資するため特に必要があるものとして財務大臣が定める場合（下記2）に該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、税関長は、政令で定めるところにより、当該特区に所在する同法第29条に規定する保税地域（同法第30条第1項第2号の規定により税関長が指定した場所を含む。）に置かれている貨物その他これに準ずる貨物であると認めるものに係る臨時開庁の承認を受ける者が税関に納付すべき手数料を2分の1に軽減することができる。</p> <p>1．政令で定める場合とは、当該申請が行われる年の前年までの過去3年間における各年のいずれかの年において臨時開庁申請が365回以上ある場合、あるいは当該申請が行われる年の翌年以後一定の時点までの間に年間の臨時開庁申請が365回以上に達することが合理的な基礎に基づいて見込まれる場合、のいずれかに該当する場合であることとする。</p> <p>2．財務大臣が定める場合とは、関税法第2条第1項第11号に規定する開港又は同項第12号に規定する税関空港のうち、当該開港又は税関空港に所在する港湾施設又は空港施設における利用者利便の向上（使用料の軽減、利用手続の簡素化等）又はこれら施設利用の促進（港湾・空港関連インフラの整備、定期航路の誘致等）などによる貿易の振興に資するための施策が、構造改革特別区域計画に盛り込まれている場合であることとする。</p> |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続      | 特になし  |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 702   |
| 特定事業の名称             | 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業   |
| 措置区分                | 通達  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | なし  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | なし  |
| 特例措置の内容             | 法第17条の規定に基づく特例措置が認定された特区については、臨時開庁申請が確実に見込める時間帯（例えば、1時間当たり1件以上の申請）において、当該特区に所在する官署に予め職員を常駐させることとし、その他の時間帯については、個々の申請に応じ、必ず所要の職員を配置できる体制とする。 |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続      | 特になし  |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 703   |
| 特定事業の名称             | 民間事業者等による総合保税地域における一団の土地等の所有又は管理事業  |
| 措置区分                | 政令  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 関税法施行令第51条の11第2号  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 総合保税地域の許可を受けようとする者については、地方公共団体等の出資比率(一の地方公共団体等の出資が10%以上であること)が許可要件の一つとなっている。  |
| 特例措置の内容             | 地方公共団体が、道路、港湾、空港等の交通施設の整備の状況からみて、民間事業者の能力を一層活用して総合保税地域の設置及び運営を促進することにより、貨物の流通が相当程度増進される地域と認めて申請した特区においては、地方公共団体等の出資比率要件を充足しない法人のうち構造改革特別区域計画に特定事業の実施主体として定められたものに対しても許可を行うことを可能とする。 |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし  |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 704  |
| 特定事業の名称             | 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業   |
| 措置区分                | 通達   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 国有財産法（昭和23年6月30日法第73号）第14条第7号  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 各省各庁の長は、国以外の者にその所管する行政財産を使用させ、又は収益させようとする場合は、財務大臣に協議しなければならない。   |
| 特例措置の内容             | <p>特区内に所在する国の試験研究施設を使用して、試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、国有財産法施行令第11条第12号に規定する財務大臣が定める場合に該当するものとし、当該施設を所管する各省各庁の長は、国有財産法第14条第7号の規定に基づく財務大臣への協議を要しないこととする。</p> <p>なお、当該施設を所管する各省各庁の長は、国有財産法施行令第13条第1項を準用する同法施行令第14条の規定により、その旨を財務大臣へ通知することとされている。</p> |
| 同意の要件               | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし   |



|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 705   |
| 特定事業の名称             | 国の試験研究施設の使用の容易化事業   |
| 措置区分                | 通達  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 昭和33年1月7日付蔵管第1号「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」通達1の(9)のイ   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 国以外の者による国の試験研究施設の使用許可については、昭和33年1月7日付蔵管第1号「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」通達1の(9)のイで、国の試験研究施設を使用しなければ試験、研究、試作等が困難な場合であることが要件とされている。  |
| 特例措置の内容             | 特区内に所在する国の試験研究施設を使用して試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、当該施設の使用が産学官連携の促進に資するものであると当該施設を所管する各省各庁の長が認めるときは、昭和33年1月7日付蔵管第1号「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」通達1の(9)のイにかかわらず、国以外の者による国の試験研究施設の使用を許可することができることとする。 |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続      | 特になし  |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 801-1  |
| 特定事業の名称             | 校地・校舎の自己所有を要しない専門職大学院設置事業  |
| 措置区分                | 告示   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 第1 学校法人の寄附行為を認可する場合(変更認可にも準用)<br>2 施設及び設備について<br>(2)施設及び設備は、負担附又は借用のものでないこと。ただし、特別の事情があるときは、施設又は設備の一部について、この限りでないこと。<br>(ただし、全国的な規制緩和を踏まえた改正を行う予定であり、本規定についても校地、校舎等毎に分けるなどの改正を行う予定。) |
| 特例措置の内容             | 地方公共団体が学校教育法第65条第2項に定める専門職大学院設置のニーズが高く、校地・校舎を自己所有することが困難であると認める地域において、専門職大学院大学の設置に伴う学校法人の寄付行為の認可に当たり、校地及び校舎は負担付き又は借用のものであっても差し支えないものとする。   |
| 同意の要件               | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし   |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 801-2   |
| 特定事業の名称             | 校地・校舎の自己所有を要しない不登校児童生徒対象学校設置事業  |
| 措置区分                | 通達  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 私立学校法の施行について(昭和25年3月14日文科次官通知)、小学校設置基準及び中学校設置基準の制定等について(平成14年3月29日文科科学次官通知)   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | (私立学校法の施行について)<br>三、学校法人の資産の認可基準について<br>2 基本財産は、原則として負担附(担保に供せられている等)又は借用のものでないこと。但し、特別の事情があり、そして教育上支障がないことが確実と認められる場合には、この限りでない。<br>(小中学校設置基準の制定について)<br>第一 (9)他の学校等の施設及び設備の使用(第12条)<br>①小学校等においては、施設及び設備を専用かつ自己所有することが原則であること |
| 特例措置の内容             | 別表第1中番号803の特例措置として設置される学校その他不登校、又はそれに類する状態にある児童生徒を対象とした学校の設置を目的とする学校法人の設立認可について、学校経営の安定性・継続性が担保できると所轄庁である都道府県知事が認める場合には、校地校舎の自己所有要件を求める必要がないものとする。(なお、既存の学校法人が当該学校を設置する場合も同様とする。)   |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし  |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 802  |
| 特定事業の名称             | 構造改革特別区域研究開発学校設置事業   |
| 措置区分                | 告示   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 学校教育法施行規則第24条第1項、第24条の2、第25条等  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | <p>第24条<br/> 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科(以下本節中「各教科」という。)、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によつて編成するものとする。</p> <p>第24条の2<br/> 小学校の各学年における各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。</p> <p>第25条<br/> 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。<br/> ※中学校、高等学校、中等教育学校及び盲・聾・養護学校についても上記の規定が準用されている。</p> |
| 特例措置の内容             | 地方公共団体が、憲法、教育基本法上の理念、及び学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえつつ、学校種間のカリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定等の取組を行うことが適切であるものとして、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、構造改革特別区域計画を実施するに当たって適切な期間、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。  |
| 同意の要件               | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし   |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 803   |
| 特定事業の名称             | 不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業   |
| 措置区分                | 省令  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 学校教育法施行規則第24条第1項、第24条の2、第25条  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | <p>第24条<br/> 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下本節中「各教科」という。）、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によつて編成するものとする。</p> <p>第24条の2<br/> 小学校の各学年における各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。</p> <p>第25条<br/> 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。</p> |
| 特例措置の内容             | <p>地方公共団体が、不登校又は、それに類する状態にある児童生徒を対象とした学校において、憲法、教育基本法の理念、及び学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえつつ、習熟度別の教科指導や個々の児童生徒の実態に即した適応指導等、不登校児童生徒に配慮した教育がなされるものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。</p>   |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし  |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 804  |
| 特定事業の名称             | 高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業   |
| 措置区分                | 省令   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 学校教育法施行規則第63条の5  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 学校外における学修について単位認定できる単位数の合計は20を超えないものとする。   |
| 特例措置の内容             | 地方公共団体が、高等学校又は中等教育学校(後期課程)において、地域の特性を生かした教育課程の編成等を可能とするために教育上特に配慮が必要な事情があるとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、高等学校、中等教育学校(後期課程)の生徒が行う他の高等学校や中等教育学校(後期課程)、大学等における学校外の学修について単位認定できる単位数の上限を、36単位とすることができるものとする。 |
| 同意の要件               | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし   |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 805  |
| 特定事業の名称             | IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業  |
| 措置区分                | 通達   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | なし   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | なし   |
| 特例措置の内容             | 地方公共団体が、訪問等による対面の指導が適切に行われている場合であって、当該地方公共団体、学校法人、民間事業者が提供するIT等を活用した学習活動を、不登校又はそれに類する状態にある児童生徒が適応指導教室、民間施設、又は自宅で行うものとして、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該学習について、校長は指導要録上出席扱いすること又はその成果を評価に反映することができる。 |
| 同意の要件               | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし   |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 806   |
| 特定事業の名称             | 三歳未満児に係る幼稚園入園事業   |
| 措置区分                | 法律  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 学校教育法第80条   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 幼稚園に入園することができる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。  |
| 特例措置の内容             | 地方公共団体が、その設定する特区における経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により当該特区内の幼稚園においては学校教育法第78条第2号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、幼児は、学校教育法第80条の規定にかかわらず、満2歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから当該特区内の幼稚園に入園することができる。 |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし  |



|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 807   |
| 特定事業の名称             | 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業   |
| 措置区分                | 省令  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 幼稚園設置基準第5条第1項   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 幼稚園には園長のほか、各学級に少なくとも専任の教諭1人を置かなければならない。   |
| 特例措置の内容             | 地方公共団体が、幼児数の減少または幼児が他の幼児と共に活動する機会の減少等の事情により、幼児の社会性を涵養することが困難となっていると認める地域においては、第5条第1項の専任規定に関わらず、学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない幼児(保育所児等)を含めて教育・保育することができるようにする。 |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし  |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 808   |
| 特定事業の名称             | 市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化事業   |
| 措置区分                | 通達  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | なし  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | なし  |
| 特例措置の内容             | 市町村教育委員会が、教員免許を有しない者を、特別免許状の授与を前提として、市町村費負担教職員として任用しようとする場合において、特別免許状授与のために都道府県教育委員会が行う学識経験者の意見聴取について、市町村及び都道府県が聴取内容、必要書類及び手続きについてあらかじめ協議して定めておくことにより、機動的な実施を可能にし、免許状授与手続きの迅速化を図ることとする。 |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし  |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 809   |
| 特定事業の名称             | 市町村採用教員に係る免許状授与手続の簡素化事業   |
| 措置区分                | 通達  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | なし  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | なし  |
| 特例措置の内容             | 市町村教育委員会が、教員免許を有しない者を市町村費負担教職員として任用しようとする場合において、当該市町村が行う採用選考と免許状授与のために当該市町村を包括する都道府県教育委員会が行う教育職員検定に必要な書類・手続きについて、あらかじめ市町村及び都道府県が協議・連携し、統一化・簡素化しておくことにより、免許状授与手続きの簡素化を図ることとする。 |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 番号                 | 810   |
| 特定事業の名             | 市町村費負担教職員任用事業   |
| 措置区分               | 法律  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条 | 市町村立学校職員給与負担法第1条、第2条  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定  | 市町村立の小中学校等の教職員の給与等は、都道府県の負担とする。   |
| 特例措置の内容            | 市町村教育委員会が、当該市町村立の小学校等(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校及び養護学校)又は定時制高等学校につき、当該市町村が設定する特区の設定の趣旨にかんがみ、当該特区内に所在する市町村立の小学校等又は定時制高等学校において、当該特区における産業を担う人材の育成、国際理解の促進等のために周辺の地域に比して教育上特に配慮が必要な事情があるものと認めてその教職員(市町村立学校職員給与負担法第1条又は第2条に規定する職員(校長及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第17条第2項又は公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第23条第2項に規定する非常勤の講師を除く。))を任用しようとする場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後の任用については、市町村立学校職員給与負担法第1条又は第2条の規定は、適用しない。 |
| 同意の要件              | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き    | 市町村教育委員会が当該教職員を任用しようとするときは、あらかじめ当該教職員の氏名、職種及び任用の目的、任期を付す場合にはその期間、任用される学校名等を都道府県教育委員会に通知する。変更手続についても同じ。  |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 811   |
| 特定事業の名称             | 校地面積基準の引き下げによる大学設置事業  |
| 措置区分                | 省令  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 大学設置基準第37条、附則   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | <p>校地及び校舎の面積については、別に定める。</p> <p>大学における校地の面積(寄宿舍その他附属病院以外の附属施設用地の面積を除く。)は、第37条の規定に基づき、別に定められるまでの間、医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る校舎の面積の3倍以上の面積と医学又は歯学に関する学部に係る校舎の面積の3倍以上の面積に附属病院建築面積を加えた面積を合計した面積とする。</p> <p>※学校教育法第60条に基づき、中央教育審議会の答申(平成15年1月23日)を受け、大学設置基準を「大学における校地の面積(寄宿舍その他附属病院以外の附属施設用地の面積を除く。)は、学生1人当たり10平方メートルとして、収容定員を基礎として算定される校地の面積に附属病院建築面積を合計した面積とすること。」と改正。</p> |
| 特例措置の内容             | <p>地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があつて、大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、校地面積を減ずることができるようにする。</p> <p>※学校教育法第60条に基づき、中央教育審議会の答申(平成15年1月23日)を受け、大学設置基準を改正し、本事項を追加。</p>  |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし  |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 812  |
| 特定事業の名称             | 校舎面積基準の引き下げによる大学院設置事業  |
| 措置区分                | 省令   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 大学設置基準、大学院設置基準   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | <p>校地・校舎の面積は、収容定員に応じ大学設置基準に定める学部等に係る基準に準じて個別審査する。（「大学院大学の審査基準について」平成13年2月20日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定）</p> <p>※中央教育審議会の答申（平成15年1月23日）を受け、校地面積については、全国的基準として、数量基準を設けないこととする。</p> |
| 特例措置の内容             | <p>地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があつて、大学院の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、校舎面積を減ずることができるようにする。</p> <p>※学校教育法第60条に基づき、中央教育審議会の答申（平成15年1月23日）を受け、大学設置基準を改正し、本事項を追加。</p>  |
| 同意の要件               | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし   |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 813  |
| 特定事業の名称             | 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業   |
| 措置区分                | 法律   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 研究交流促進法第11条第1項   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 国が現に行っている研究と密接に関連し、当該研究の効率的推進に特に有益な研究を行う者が、国立大学等の試験研究施設を使用して得た研究データを無償で国に提供するときは、当該試験研究施設の廉価使用を認める。  |
| 特例措置の内容             | <p>地方公共団体が、その設定する特区内に科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する試験研究(以下この表において「研究」という。)のための活動の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該国の機関が行う特定の分野に関する研究に係る状況が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国立大学等の試験研究施設を民間企業が廉価使用する場合における対象範囲の拡大(国の研究と関連性がある研究を実施する者への拡大)及び条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国に報告する場合についても廉価使用を認める。)措置を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該国の機関において当該特定の分野に関する研究に関する国以外の者との交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の一層の促進を図ることが当該特定の分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものであると認められること。</li> <li>2. 当該国の機関の周辺に、当該国の機関が行う当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う国以外の者の施設が相当程度集積するものと見込まれること。</li> </ol> |
| 同意の要件               | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし   |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 814  |
| 特定事業の名称             | 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業   |
| 措置区分                | 法律   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 研究交流促進法第11条第2項   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 国立大学等との共同研究施設を当該国立大学等の敷地内に整備し、当該施設内で研究を行う者が、当該施設を使用して得た研究データを無償で国に提供するときは、当該施設に供する敷地の廉価使用を認める。   |
| 特例措置の内容             | <p>地方公共団体が、その設定する特区内に科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する試験研究(以下この表において「研究」という。)のための活動の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該国の機関が行う特定の分野に関する研究に係る状況が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国立大学等の敷地を民間企業が廉価使用する場合における対象範囲の拡大(国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益な研究又は国が行った研究の成果を活用する研究に必要な試験研究施設を大学等の敷地内に整備する者への拡大)及び条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国に報告する場合についても廉価使用を認める。)措置を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該国の機関において当該特定の分野に関する研究に関する国以外の者との交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の一層の促進を図ることが当該特定の分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものであると認められること。</li> <li>2. 当該国の機関の周辺に、当該国の機関が行う当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う国以外の者の施設が相当程度集積するものと見込まれること。</li> </ol> |
| 同意の要件               | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし   |



|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 815   |
| 特定事業の名称             | 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業  |
| 措置区分                | 政令  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 研究交流促進法施行令第9条第1項、第3項<br>研究交流促進法施行令第10条第1項、第4項   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 研究交流促進法第11条に規定する試験研究施設及び土地の廉価使用に際し、各省各庁の長は、当該廉価使用を希望するものの行う研究が当該廉価使用の対象となるものか否かにつき認定を行う。各省各庁の長は、当該認定の際に、財務大臣への協議が必要。  |
| 特例措置の内容             | 地方公共団体が、法第22条に掲げる事業を行うものとして法第4条第8項の規定により内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、研究交流促進法第11条第1項及び第2項に掲げる要件の認定者を各省各庁の長から国立大学等の長に変更し、かつ、各省各庁の長から財務大臣への協議を要しないこととすることにより、適用認定手続きの簡素化及び迅速化を図る。 |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 国立大学等の長が認定した結果を各省各庁の長に通知することとする。  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 番号                | 901  |
| 特定事業の名称           | 社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業  |
| 措置区分              | 法律   |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 社会保険労務士法第2条  |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | 社会保険労務士は、①申請書等の作成、②申請書等の提出代行、③申請等に係る事務代理、④帳簿書類の作成、⑤社会保険及び労務管理等に関する相談、指導について業とする。   |
| 特例措置の内容           | 地方公共団体が、その設定する特区が、(1)当該特区内において求人が相当数あるにもかかわらず、当該特区内の求職者が当該特区内において安定した職業に就くことが困難な状況にあり、(2)(1)に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態(①相当数の求人があること、②求人数に比して就職者数が少ないこと、③①②の傾向が一定期間継続していること)にあるものと認めて、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該特区内に事務所を有する社会保険労務士であって厚生労働省令で定める要件(①開業後一定年数を経過していること、②懲戒処分を受けていないこと)に該当することについて当該地方公共団体を管轄する都道府県労働局長の認定を受けたものは、当該認定の日以後は、労働基準法第6条の規定にかかわらず、社会保険労務士法第2条第1項各号に掲げる事務のほか、当該特区内に居住する求職者又は労働者の求めに応じて、当該特区内に事業所を有する事業主との間の労働契約の締結、変更及び解除について当該求職者又は労働者の代理をすることを業とすることができることとする。 |
| 同意の要件             | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 番号                | 902  |
| 特定事業の名称           | 島嶼部の市町村による公共職業安定所への取次ぎ事業   |
| 措置区分              | 告示   |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 職業安定法第11条第1項の規定に基づく厚生労働大臣が指定する地域(平成11年12月7日労働省告示第145号)   |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | 公共職業安定所との交通が不便であるため直接求人又は求職を申し込むことが困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域を管轄する市町村長が取次ぎ事務を行う。  |
| 特例措置の内容           | 厚生労働大臣の作成する特例の対象となる島嶼部の基準(求人・求職活動の円滑化を図ることが必要な島嶼部であって、かつ当該島嶼部内のいずれかの地域(市町村)の最も人口が多い地区から、船舶、バス等公共の交通機関を利用して管轄公共職業安定所に通所する場合の往復に要する時間が通常6時間以上であること)に適合する島嶼部内の地域(市町村)が特区の認定を受けた場合、当該市町村長による公共職業安定所の求人・求職の取り次ぎ事務を可能とする。<br>なお、この場合厚生労働大臣は、当該地域(市町村)を、職業安定法第11条第1項の「公共職業安定所との交通が不便であるため当該公共職業安定所に直接求人又は求職を申し込むことが困難であると認められる地域」として公示する。 |
| 同意の要件             | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし   |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 番号                | 903   |
| 特定事業の名称           | 官民共同窓口の設置による職業紹介事業  |
| 措置区分              | 通達  |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 職業安定法第5条の4、第51条、第51条の2  |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | 官民の職業紹介機関に対し、求職者情報の目的外使用を禁止している。<br>官民の職業紹介事業に従事する者に対し、守秘義務等を規定している。  |
| 特例措置の内容           | 公共職業安定所と民間職業紹介所の間で求人・求職情報を相互に連絡・回付することは、求職者情報の目的外使用の禁止や守秘義務を定めた職業安定法第5条の4、第51条、第51条の2の規定に抵触するか否かが不明確であるが、地方公共団体の所有する又は借り上げた施設内において、公共職業安定所の出先窓口と民間職業紹介事務所の共同窓口が設置され、共同して職業紹介サービスを行う場合においては、その規定に抵触しないものであることを明確化する。 |
| 同意の要件             | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 番号                | 904  |
| 特定事業の名称           | 地方公共団体によるキャリア形成促進助成金の申請事務代行業   |
| 措置区分              | 通達   |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 雇用・能力開発機構一般業務方法書(平成11年業務方法書第1号)第233条、第237条、第239条の2、第239条の5及び第239条の9  |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | 雇用・能力開発機構は、キャリア形成促進助成金の支給を受けようとする事業主に対して、受給資格の認定及び受給についての申請書を提出させるものとする。   |
| 特例措置の内容           | 地域の特色を活かした独自の人材育成計画を有する地方公共団体において、当該地方公共団体の認定した教育訓練に係るキャリア形成促進助成金の受給に関して、事業内職業能力開発計画に基づく年間職業能力開発計画の作成や支給窓口(雇用・能力開発機構)による内容照会への対応を含む申請事務を一括して無償で代行することを可能とすること。 |
| 同意の要件             | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 番号                | 905  |
| 特定事業の名称           | 農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業   |
| 措置区分              | 法律   |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 職業安定法第33条第1項   |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | 無料の職業紹介事業を行おうとする者は、事業所ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。  |
| 特例措置の内容           | <p>地方公共団体が、その設定する特区が農業及び農業に関連する産業に係る労働力の需要の動向に照らしてその需要供給の円滑な調整に資することが必要な地域に該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該特区内に所在する当該地方公共団体の条例の規定により設置された教育施設であって、次の各号のいずれにも該当するもの(以下単に「教育施設」という。)の長は、当該認定の日以後は、職業安定法第33条第1項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に届け出て、当該教育施設の学生又は当該教育施設を卒業した者(以下「学生等」という。)について、同項に規定する無料の職業紹介事業を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業改良助長法第14条第1項第5号の事業の遂行のために設置する農業者研修教育施設であること。</li> <li>2. その教育施設の学生が、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者であること。(なお、文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者とは、学校教育法施行規則第69条に規定する次のいずれかに該当する者をいう。(1)外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものの(2)文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者(3)文部科学大臣の指定した者(4)大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者(5)学校教育法第56条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの(6)その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者)</li> </ol> |
| 同意の要件             | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 番号                | 906  |
| 特定事業の名称           | 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業  |
| 措置区分              | 通達   |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | <p>(1)「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」<br/>（平成11年3月厚生省令第37号）<br/>第93条、第94条、第95条</p> <p>(2)「身体障害者居宅生活支援事業の実施等について」<br/>（平成12年7月7日障第528号）<br/>身体障害者デイサービス事業運営要綱<br/>3 利用対象者</p> <p>(3)「在宅知的障害者デイサービス事業の実施について」<br/>（平成3年9月30日児発第832号）<br/>在宅知的障害者デイサービス事業実施要綱<br/>3 対象者</p> <p>なお、身体障害者デイサービス及び在宅知的障害者デイサービスに係る通知について、平成15年度からの支援費制度の施行に伴う対応を検討した上で、本特例措置を講ずることとしている。</p>  |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | <p>(1)(ア)第93条<br/>指定通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 指定通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>二 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)指定通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が利用者の数が十五人までは一以上、それ以上五又はその端数を増すごとに一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>四 機能訓練指導員 一以上(略)</p> <p>(イ)第94条<br/>指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。(略)</p> <p>(ウ)第95条<br/>指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 食堂及び機能訓練室</p> <p>イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。(略)</p> <p>(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」)</p> <p>(2) 事業の対象者は、在宅の身体障害者又はその介護を行う者とする。<br/>(「身体障害者デイサービス事業運営要綱」)</p> <p>(3) この事業の対象者は、原則として就労が困難な在宅の知的障害者又はその介護を行う者とする。<br/>(「在宅知的障害者デイサービス事業実施要綱」)</p> |

|                        |  |
|------------------------|--|
| <p>特例措置の内容</p>         | <p>1. 食堂及び機能訓練室の面積、職員数について指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で「指定居宅サービス等の事業の人員・設備及び運営に関する基準」を満たしていれば、「65歳未満の身体障害者が介護保険法による通所介護及び短期入所介護を利用する場合の取扱いについて」(平成12年3月31日障障第16号・老計第16号)における身体障害者の取扱いと同様、知的障害者及び障害児についても指定通所介護を利用できるようにする。</p> <p>2. 障害児について、介護保険法による指定通所介護事業者並びに身体障害者デイサービス事業者及び在宅知的障害者デイサービス事業者が障害児関係施設から技術的支援を受けることが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、介護保険法による指定通所介護事業者並びに身体障害者デイサービス事業者及び在宅知的障害者デイサービス事業者を利用できるようにする。</p> |
| <p>同意の要件</p>           | <p>特になし</p>  |
| <p>特例措置に伴い必要となる手続き</p> | <p>特になし</p>  |



|                   |  |
|-------------------|--|
| 番号                | 907-1  |
| 特定事業の名称           | 民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業  |
| 措置区分              | 法律   |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 老人福祉法第15条第1項から第5項まで  |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | <p>・都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。</p> <p>・国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。</p> <p>・市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。</p> <p>・社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。</p> <p>・国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。</p>   |
| 特例措置の内容           | <p>地方公共団体が、その設定する特区の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域(介護保険法第118条第2項第1号の規定により都道府県が定める区域であつて、当該区域における特別養護老人ホームの入所定員の総数が、老人福祉法第20条の9第1項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下同じ。)において特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、老人福祉法第15条第1項から第5項までの規定にかかわらず、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「PFI法」という。)に基づく選定事業者である法人は、当該特区内の特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令(※)に定めるところにより、都道府県知事(地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市においては、当該指定都市又は中核市の長。以下同じ。)の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。</p> <p>都道府県知事は、当該認可の申請があつたときは、老人福祉法第17条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準(「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第46号))に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。また、都道府県知事は、審査の結果、当該申請が基準に適合していると認めるときは、認可を与えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別養護老人ホームを経営するために必要な経済的基礎があること。</li> <li>2. 特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること。</li> <li>3. 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。</li> <li>4. 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。</li> <li>5. 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを経営しようとするものでないこと。</li> </ol> <p>都道府県知事は、当該認可を与えるに当たって、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。</p> <p>※ 当該認可を受けようとするPFI法に基づく選定事業者である法人は、施設の名称及び所在地、入所定員や資産の状況等を記載した申請書等を、施設を設置しようとする地の都道府県知事に提出しなければならないことを規定する予定。</p> |
| 同意の要件             | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 番号                | 907-2  |
| 特定事業の名称           | 地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業   |
| 措置区分              | 法律   |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 老人福祉法第15条第1項から第5項まで  |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | <p>・都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。</p> <p>・国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。</p> <p>・市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。</p> <p>・社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。</p> <p>・国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。</p>   |
| 特例措置の内容           | <p>地方公共団体が、その設定する特区の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域(介護保険法第118条第2項第1号の規定により都道府県が定める区域であって、当該区域における特別養護老人ホームの入所定員の総数が、老人福祉法第20条の9第1項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下同じ。)において特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、老人福祉法第15条第1項から第5項までの規定にかかわらず、地方公共団体は、当該特区内の特別養護老人ホーム不足区域において、その設置する特別養護老人ホームの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、次に掲げる基準に適合すると認められる法人にその管理を委託することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別養護老人ホームを管理するために必要な経済的基礎があること。</li> <li>2. 特別養護老人ホームの管理者が社会的信望を有すること。</li> <li>3. 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。</li> <li>4. 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。</li> <li>5. 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを管理しようとするものでないこと。</li> </ol> <p>地方公共団体は、管理を委託するに当たって、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。</p> |
| 同意の要件             | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 番号                | 908  |
| 特定事業の名称           | 児童養護施設における調理業務担当者の外部委託事業   |
| 措置区分              | 省令   |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第42条第1項   |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | 児童養護施設には調理員を置かなければならない。  |
| 特例措置の内容           | 暖かい家庭的な雰囲気での食事の提供が行われるようきめ細かな配慮が行われる場合には、児童養護施設において、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。 |
| 同意の要件             | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし   |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 番号                | 909   |
| 特定事業の名称           | 肢体不自由児施設等における調理業務の外部委託事業  |
| 措置区分              | 省令  |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 児童福祉施設最低基準第56条、第69条   |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | 1. 肢体不自由児施設<br>医療法に規定する病院として必要な職員を置かなければならない。<br>2. 知的障害児通園施設<br>栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を置かないことができる。 |
| 特例措置の内容           | 障害児の特性に応じた食事の提供が行われるよう、障害児の摂食制限に応じた食材の選定や、食事の加工が必要な児童への対応等、きめ細かな配慮が行われる場合には、肢体不自由児施設、知的障害児通園施設において、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。 |
| 同意の要件             | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし  |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 1001  |
| 特定事業の名称             | 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業   |
| 措置区分                | 法律  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 農地法第3条第1項及び第2項、第6条第1項、第20条第1項及び第8項  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | <p>1. 農地又は採草放牧地について権利を取得するには、農業委員会又は都道府県知事の許可を受けなければならないが(農地法第3条第1項)、その権利を取得しようとする者が農業生産法人以外の法人であるときは、原則としてこの許可をすることができない(同条第2項)。</p> <p>2. 国以外の者は、その所有者の住所のある市町村の区域の外にある小作地又はその所有者の住所のある市町村の区域内にある小作地であって、一定面積を超えるものを所有してはならない(農地法第6条第1項)。</p> <p>3. 農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない(農地法第20条1項)。</p> <p>4. 農地又は採草放牧地の賃貸借につけた解除条件又は不確定期限は、つけないものとみなす(農地法第20条第8項)。</p>   |
| 特例措置の内容             | <p>1. 地方公共団体が、その設定する特区内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、認定の日以後は、特定事業の実施主体(地方公共団体又は農地保有合理化法人)が、農地又は採草放牧地について特定事業の用に供するため所有権又は使用収益権を取得する場合には、農地法第3条第1項本文の規定は適用しないこととする。</p> <p>なお、上記に掲げる農地が「相当程度」存在するとは、農地の遊休化が深刻で、農業内部での対応ではこれらの問題が解決できないような状態にあると認められることを指すものであるが、具体的には、地域の農地の利用状況、担い手の状況等を踏まえ、地方公共団体において判断することとする。</p> <p>2. 1. の認定の日以後は、農業委員会又は都道府県知事は、特定事業の実施主体が特区内にある農地又は採草放牧地につき農業生産法人以外の法人のために使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとする場合において、当該法人が次の要件に該当するときは、農地法第3条第1項の規定(第2号の2、第4号及び第7号に係る部分に限る)にかかわらず、同条第1項の許可をすることができる。</p> <p>(1)その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すること。</p> <p>なお、「常時従事」とは、農業生産法人の常時従事者たる構成員についての判定基準(農地法施行規則(昭和27年農林水産省令第79号)第1条の7第1号)の取扱いに準じ、その役員が年間150日以上耕作又は養畜の事業(農作業以外の企画管理業務等を含む。)に従事することを基本とし、150日に満たない場合にあつては、その行う耕作又は養畜の事業の内容・規模等に照らして判断することとする。</p> |

|                 |   |
|-----------------|---|
|                 | <p>(2)その法人の行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要なものとして次の事項を内容とする協定を、認定を受けた地方公共団体及び特定事業の実施主体と締結し、これに従い事業を行うこと。</p> <p>① 法人が行う農業の内容及び実施の方法<br/> ② 法人が農業を行う農地等の所在及び面積<br/> ③ 地域内の他の農業者との役割分担に関する事項<br/> ④ 協定の実施状況の報告に関する事項<br/> ⑤ 協定に違反した場合の措置に関する事項<br/> ⑥ その他協定締結当事者が必要と認めた事項</p> <p>3. 特定事業の実施により特定法人(農業生産法人以外の法人であって2の(1)及び(2)に該当する法人)のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されている農地及び特定事業の実施主体が特定事業の用に供すべきものとして使用収益権の設定等を受けている農地で現に特定法人のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されていない農地については、農地法第6条第1項の規定は適用しない。</p> <p>4. 特定事業の実施主体は、特定事業の実施により特定法人のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地について、特定法人が2の(2)の協定に違反した場合は、農地法第20条第1項の許可を受けないで、賃貸借の解除をすることができる。</p> <p>5. 特定事業の実施により特定法人のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地につけた解除条件(特定法人が2の(2)の協定に違反した場合に当該賃貸借の解除をすることを内容とするものに限る。)については、農地法第20条第8項の規定は適用しない。</p> |
| 同意の要件           | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし  |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 1002  |
| 特定事業の名称             | 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業  |
| 措置区分                | 法律  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条2項、市民農園整備促進法2条2項   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | <p>1. 「特定農地貸付け」とは、地方公共団体又は農業協同組合が農地（農業協同組合にあっては、組合員の所有に係る農地に限る。）について行う賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定で、次に掲げる要件に該当するものをいう。（特定農地貸付法2条2項）</p> <p>(1) 10アール未満の農地に係る農地の貸付けで、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。</p> <p>(2) 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。</p> <p>(3) 5年を超えない農地の貸付けであること。</p> <p>2. 「市民農園」とは、主として都市の住民の利用に供される農地で、特定農地貸付法2条2項に規定する特定農地貸付けの用に供される農地、相当数の者を対象として定型的な条件でレクリエーションその他営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地及び附帯して設置される市民農園施設の総体をいう。（市民農園整備促進法2条2項）</p>                   |
| 特例措置の内容             | <p>地方公共団体が、その設定する特区内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、特定事業の実施主体である地方公共団体及び農業協同組合以外の者が次に掲げる農地について行う賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定で、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」という。）第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものについては、これを同項に規定する特定農地貸付けとみなして、特定農地貸付法及び市民農園整備促進法の規定を適用する。</p> <p>なお、上記に掲げる「相当程度」存在するとは、農地の遊休化が深刻で、市民農園の開設により農地の有効活用を図ることが必要であると認められることを指すものであるが、具体的には、地域の農地の利用状況、担い手の状況等を踏まえ、地方公共団体において判断することとする。</p> |

|                 |   |
|-----------------|---|
|                 | <p>1. 特定事業の実施主体の所有に係る農地(当該実施主体が当該農地に係る特定農地貸付法第3条第3項の承認が取り消された 後において当該農地の適切な利用を確保するための方法その他当該農地に係る特定事業の実施に当たって合意しておくべきものとして次の事項を内容とする事業実施協定(以下第2号において「特定事業実施協定」という。)を認定を受けた地方公共団体と締結しているものに限る。)</p> <p>(1) 特定農地貸付けを行う農地(以下「特定貸付農地」という)の適切な管理・運営を確保するために必要な事項</p> <p>(2) 特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項</p> <p>(3) 特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利用等を確保するために必要な事項</p> <p>(4) 特定事業の実施主体が、認定(変更を含む)された地方公共団体に対して行う事業実施協定の実施の状況についての報告に関する事項</p> <p>(5) 事業実施協定に違反した場合の措置に関する事項</p> <p>(6) その他認定を受けた地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>2. 特定事業の実施主体が地方公共団体又は農地保有合理化法人から特定事業の用に供すべきものとして使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けている農地(当該実施主体が特定事業実施協定を認定を受けた地方公共団体及び特定事業対象農地貸付けを行う地方公共団体又は農地保有合理化法人と締結しているものに限る。)</p> |
| 同意の要件           | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし  |



|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 1003   |
| 特定事業の名称             | 保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積の引下げを適用する学校施設整備事業  |
| 措置区分                | 通達   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 1. 森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知)別紙 第2の12(1)表5<br>2. 保安林の転用に係る解除の取扱要領(平成2年6月11日付け2林野治第1868号林野庁長官通知)第2の3(2)ウ(ウ)別表  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 保安林の転用に係る事業等の目的が工場、事業場の設置である場合の当該施設の設置に関して、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合は、おおむね35パーセント以上とする。(学校施設の設置である場合についても適用する。)   |
| 特例措置の内容             | 地域の活性化を図るための核として実施する学校施設(当該転用に係る保安林の現に有する環境の保全の機能からみて、実験・実習工場の設置等であって当該施設の設置によって、住宅団地を造成する場合に比べて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあると認められるものを除く。)の設置に係る一定規模以上の保安林の転用に関して、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合は、事業等の目的が住宅団地の造成である場合に適用される残置し又は造成する森林又は緑地の割合を適用するものとする。 |
| 同意の要件               | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし   |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 1004   |
| 特定事業の名称             | 保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業   |
| 措置区分                | 通達   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知)第2の1(3)ア(イ)<br>保安林の転用に係る解除の取扱要領(平成2年6月11日付け2林野治第1868号林野庁長官通知)第2の3(1)ア及び(2)ア   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 保安林の転用を目的とする解除については、その目的に係る事業又は施設の設置による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であることを要件とする。  |
| 特例措置の内容             | 地域の活性化を図るための核として実施する事業(スキー場、ゴルフ場の造成その他1箇所当たりの面積が大きな開発行為に伴い災害の防止等公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれが大きいと認められるものを除く。)につき、その事業の主たる区域が保安林以外であって、当該事業のために解除を要する保安林がその区域に隣接し、残置森林率が70%以上確保されるものであるときには、その事業の実施のため必要となる保安林の解除について、「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」とする要件を適用しない。 |
| 同意の要件               | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 番号                | 1101   |
| 特定事業の名称           | 再生資源を利用したアルコール製造事業   |
| 措置区分              | 法律   |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | アルコール事業法第9条、第10条、第21条から第30条、第37条から第39条   |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | アルコールの販売、使用をする者は、アルコール事業法に基づく許可を受ける必要がある。また、許可を受けた者(製造を含む。)は、アルコール事業法に基づく帳簿記載、定期報告を行う必要がある。  |
| 特例措置の内容           | <p>地方公共団体が設定する特区又はその周辺の地域における地域産業に係る使用済物品等(資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第1項に規定する使用済物品等をいう。)又は副産物(同法第2条第2項に規定する副産物をいう。)であって主としてこれらの地域において回収されるものとして当該地方公共団体の長が指定したものについて、これを再生資源(同法第2条第4条に規定する再生資源をいう。)として利用して、当該特区において製造事業者(アルコール事業法第3条第1項の許可を受けた者をいう。)が製造するアルコール(同法第2条第1項に規定するアルコールをいい、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとして経済産業省令で定める要件に適合すると経済産業大臣が認めるものに限る。)については、当該地方公共団体が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、アルコール事業法第9条、第10条、第2章第3節及び第4節(第21条から第30条)並びに第35条から第37条までの規定は適用しないこととする。</p> <p>なお、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとして、経済産業省令で定める要件に適合すると経済産業大臣が認めるものとは、アルコールの製造工程において、経済産業省令で定める化学物質(例えばメタノール)が、同省令で定める数量以上混和されたアルコールが、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないアルコールの製造設備により製造されると経済産業大臣が認めるアルコールをいう。また、経済産業省令で定める化学物質を指定する数量以上混和する装置が、アルコールの製造設備に設置されていることを確認するため、地方公共団体が構造改革特別区域計画の認定を申請する際に混和装置の配置図及び同装置の構造図を添えて提出することが必要。</p> |
| 同意の要件             | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 番号                | 1102   |
| 特定事業の名称           | 中心市街地における商業の活性化事業  |
| 措置区分              | 法律、省令  |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 大規模小売店舗立地法第5条第4項、第6条第4項、第8条、第9条<br>大規模小売店舗立地法施行規則第4条第1項第4号から第12号   |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第6条第1項若しくは第2項の規定による届出(同法附則第5条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなされる同法附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。))の規定による届出を含む。)に係る同法第5条第1項各号に掲げる事項の変更の実施制限、関係者からの意見聴取、都道府県等意見の表明、勧告・公表手続き及び上記届出への書類添付。  |
| 特例措置の内容           | <p>1. 都道府県(地方自治法第252条の19第1項の指定都市を含む。以下同じ。)が、その設定する特区が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第7条第1項に規定する特定中心市街地の区域のうち大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより商業の活性化を図ることが特に必要な区域であるものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第6条第1項若しくは第2項の規定による届出(同法附則第5条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなされる同法附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。))の規定による届出を含む。)に係る同法第5条第1項各号に掲げる事項の変更については、同法第5条第4項、第6条第4項、第8条及び第9条の規定を、適用しないこととする。</p> <p>また、上記の届出には、施行規則第4条第1項第4号から第12号に掲げる書類の添付を不要とする。</p> <p>2. 市町村は、必要があると認めるときは、都道府県に対し、特区に係る構造改革特別区域計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる。</p> <p>3. 都道府県は、特区に係る構造改革特別区域計画の案を作成しようとするときは、当該特区の存する市町村と協議しなければならない。</p> <p>4. 都道府県は、特区に係る構造改革特別区域計画の案を作成するに際し、必要に応じ、居住者、事業者、商工会議所又は商工会等の団体その他の者からの意見聴取を行うものとする。例えば公聴会の開催が考えられる。</p> <p>5. 都道府県は、特区に係る構造改革特別区域計画についての認定を申請しようとするときは、あらかじめ、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により、当該構造改革特別区域計画の案を公告し、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>6. 構造改革特別区域計画の案の公告があったときは、居住者、事業者、商工会議所又は商工会等の団体その他の者は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された特区に係る構造改革特別区域計画の案について、都道府県に意見を提出することができる。</p> |
| 同意の要件             | 法第24条で定める所定の手続きに則っていること。   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 番号                | 1103   |
| 特定事業の名称           | 資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業  |
| 措置区分              | 省令   |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 電気事業法施行規則第21条  |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | 特定供給制度を活用して電気を供給する場合には、両者に生産工程、資本関係、人的関係等の密接な関係を要する。   |
| 特例措置の内容           | <p>地方公共団体が次の1. のいずれかの関係に該当する電力の供給者と需要家について、需要家保護措置を要しないものであることを確保するため、供給者と需要家との三者間において次の2. に掲げる内容を盛り込んだ協定を締結する(供給者と需要家が組合を設立する場合には、当該組合の定款を地方公共団体が確認の上、協定を締結することとし、締結しようとする当該協定の内容を構造改革特別区域計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該協定を締結した供給者は、供給者と需要家との間における生産工程、資本関係、人的関係等に関わらず、電気事業法第17条第2項第1号に規定する特定供給の許可を受けられるものとする。</p> <p>1. 供給者と需要家との関係</p> <p>(1)取引等を通じて実態として同一企業グループとみなしうる関係を有し、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること。</p> <p>(2)共同して組合を設立し、当該組合が発電設備施設の保有又は維持管理を行う場合であって、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること。</p> <p>2. 協定に盛り込むべき内容</p> <p>(1)電気供給予定者が電気の供給を開始しようとする際、電気料金、配線工事の費用の負担等において、特定者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>(2)供給予定者が電気を供給する相手方の利益を阻害しないこと。</p> |
| 同意の要件             | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし   |

|                  |   |
|------------------|---|
| 番号               | 1104  |
| 特定事業の名称          | 一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業  |
| 措置区分             | 省令  |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条 | 電気事業法第38条第1項第3号に基づく経済産業省令   |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定  | 電気事業法第38条にて一般用電気工作物の定義が規定されているが、燃料電池発電設備はその対象となっていない。   |
| 特例措置の内容          | <p>地方公共団体が構造改革特別区域計画に次の1. の事項を定め、内閣総理大臣の認定を受けたときは、次の2. に定める条件を満たす燃料電池発電設備(ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。)を、一般用電気工作物に位置付ける。</p> <p>1. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>(1)「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令(通商産業省令第52号)第1条の表中、上欄に掲げる第三種電気主任技術者免許に応じて規定される中欄に掲げる学歴又は資格及び下欄に掲げる実務の経験」に相当する学歴又は資格及び実務の経験を有する者により、工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされること。</p> <p>(2)保安上必要な措置として、電気事業法施行規則第50条第1項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に示される事項に相当する事項が定められること。</p> <p>2. 条件</p> <p>(1)電気事業法施行規則第48条第3項で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であって、その発電に係る電気を電気事業法施行規則第48条第2項に定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないこと。</p> <p>(2)固体高分子形であること。</p> <p>(3)出力10キロワット未満であること。ただし、同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)に設置する電気事業法施行規則第48条第4項各号に定める設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が20キロワット以上となるものを除く。</p> |
| 同意の要件            | 地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画により、上記「特例措置の内容」に記載されている1. の事項の内容が確認されること。  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き  | 特になし  |

|                  |  |
|------------------|--|
| 番号               | 1105   |
| 特定事業の名称          | 一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業   |
| 措置区分             | 省令   |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条 | 電気事業法第38条第1項第3号に基づく経済産業省令  |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定  | 電気事業法第38条に規定される一般用電気工作物の定義が定められているが、ガスタービンを原動力とする火力発電設備(ガスタービン発電設備)はその対象となっていない。   |
| 特例措置の内容          | <p>地方公共団体が構造改革特別区域計画に次の1. の事項を定め、内閣総理大臣の認定を受けたときは、次の2. に定める条件を満たす小規模ガスタービン発電設備(ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。)を、一般用電気工作物に位置付ける。</p> <p>1. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>(1)「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令(通商産業省令第52号)第1条の表中、上欄に掲げる第三種電気主任技術者免状に応じて規定される中欄に掲げる学歴又は資格及び下欄に掲げる実務の経験」に相当する学歴又は資格及び実務の経験を有する者により、工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされること。</p> <p>(2)保安上必要な措置として、電気事業法施行規則第50条第1項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に示される事項に相当する事項が定められること。</p> <p>2. 条件</p> <p>(1)電気事業法施行規則第48条第3項で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であって、その発電に係る電気を電気事業法施行規則第48条第2項に定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないこと。</p> <p>(2)出力30キロワット未満であること。</p> <p>(3)最高使用圧力が1,000キロパスカル未満であること。</p> <p>(4)最高使用温度が1,400度未満であること。</p> <p>(5)発電機と一体のものとして一の筐体に納められていること。</p> <p>(6)ガスタービンの損壊事故が発生した場合においても、破片が当該設備の外部に飛散しない構造を有すること。</p> <p>(7)同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)に設置する発電設備と電氣的に接続されていないこと。</p> <p>(8)公衆が容易に触れないための措置がなされていること。</p> |
| 同意の要件            | 地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画により、上記「特例措置の内容」に記載されている1. の事項の内容が確認されること。   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き  | 特になし   |

|                  |  |
|------------------|--|
| 番号               | 1106   |
| 特定事業の名称          | 不活性ガスを使用しない家庭用燃料電池発電設備導入事業   |
| 措置区分             | 省令   |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条 | 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第35条  |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定  | 不活性ガス等で燃料ガスを安全に置換できる構造であること。   |
| 特例措置の内容          | <p>次の条件を満たす家庭用燃料電池発電設備(ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。)について、燃料ガスを通ずる部分が不活性ガス等で燃料ガスを置換できる構造でないものを認める。</p> <p>(1) 固体高分子形であること。</p> <p>(2) 出力10キロワット未満であること。</p> <p>(3) 燃料電池設備の燃料ガスを通ずる部分の燃料ガスが排除される構造であること、又は、例えば十分な強度を有する材料を使用するなど、燃料電池設備の燃料ガスを通ずる部分に密封された燃料ガスによる爆発に耐えられる構造であること。</p> |
| 同意の要件            | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き  | 特になし   |



|                   |  |
|-------------------|--|
| 番号                | 1107   |
| 特定事業の名称           | ジメチルエーテル試験研究施設の変更工事手続簡素化事業   |
| 措置区分              | 省令   |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 一般高圧ガス保安規則第15条、第17条<br>コンビナート等保安規則第14条   |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | 高圧ガス製造施設の変更工事の内容に応じて、都道府県知事に許可申請又は届出を行うこととなっている。   |
| 特例措置の内容           | ジメチルエーテル(以下別表1の番号1108から1114までにおいて「DME」という。)の試験研究施設として地方公共団体が認めたものについては、当該施設における処理量の変更を伴わない構造変更を、高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項のただし書の経済産業省令で定める軽微な変更工事として取り扱い、同条第1項に基づく許可申請については届出に、同条第4項に基づく届出については不要とする。 |
| 同意の要件             | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし   |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 番号                | 1108  |
| 特定事業の名称           | 保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業   |
| 措置区分              | 省令  |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 一般高圧ガス保安規則第64条<br>コンビナート等保安規則第23条   |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | 水素ガススタンド等の高圧ガス製造事業所には、保安統括者等の選任が必要。   |
| 特例措置の内容           | <p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた以下の(1)から(4)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内に設置される水素ガススタンド及びDMEガススタンドについては、保安統括者の選任を不要とすることができる。</p> <p>(1)設置される当該スタンドの仕様(例えば、使用圧力、処理量)</p> <p>(2)例えば、自動遮断装置の設置など、保安統括者を選任しなくとも設置される当該スタンドの安全性を確保することが可能な保安確保策</p> <p>(3)前記(2)に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献</p> <p>(4)設置される当該スタンドに関する具体的な「技術上の基準」(「技術上の基準」については、一般高圧ガス保安規則第7条第2項に規定する圧縮天然ガススタンドに関する技術上の基準を参考にされたい。)</p> |
| 同意の要件             | 上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(4)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 番号                | 1109   |
| 特定事業の名称           | 燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業  |
| 措置区分              | 省令   |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 高圧ガス保安法容器保安規則第25条、第26条(容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示(以下「容器細目告示」という。)第2条)  |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | 容器再検査では、容器ごとに、内面及び外面の目視検査や耐圧試験を行う必要がある。  |
| 特例措置の内容           | <p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた以下の(1)から(3)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内の地方公共団体の長が指定する容器検査所においては、燃料電池自動車及びDME自動車の燃料タンクについて、車載状態のまま容器再検査を受けることができる。</p> <p>なお、本特例措置を実施するに当たっては、車載状態のまま容器再検査を受けさせようとする容器であることを見分けるために当該地方公共団体の長が講じる措置を、構造改革特別区域計画に記載することとする。</p> <p>(1) 当該再検査を受けようとする容器の仕様(例えば、圧力、材料、容量、寿命)</p> <p>(2) 例えば、目視検査により容器内面を確認しなくとも、健全性が確保されるコーティングが内面に施されている等、容器の安全性を確保するための保安確保策</p> <p>(3) 実際に行われる容器再検査の具体的方法(容器再検査の具体的方法については、容器細目告示第17条、第18条に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の外観検査、漏洩試験などを参考にされたい。)</p> |
| 同意の要件             | 上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(3)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし   |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 番号                | 1110  |
| 特定事業の名称           | 水素ガススタンド等における保安距離変更事業   |
| 措置区分              | 省令  |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 一般高圧ガス保安規則第6条第1項第2号<br>コンビナート等保安規則第5条第1項第2号、第3号   |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | 定置式製造設備における高圧ガス災害の周囲物件への被害を小さくするため、定置式製造設備から周囲の物件(学校、病院、民家等)までの距離が定められている。  |
| 特例措置の内容           | <p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた以下の(1)から(4)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内に設置される水素ガススタンド及びDMEガススタンドの保安距離については、当該特区内において実施しようとする下記(4)に記載した保安距離とすることができる。</p> <p>(1)設置される当該スタンドの仕様(例えば、使用圧力、処理量)</p> <p>(2)例えば、自動遮断装置、爆風圧を遮る障壁の設置など、保安距離を変更しても災害の周囲物件への被害を小さくする保安確保策</p> <p>(3)前記(2)に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献</p> <p>(4)設置される当該スタンドに関する具体的な「技術上の基準」(「技術上の基準」については、一般高圧ガス保安規則第7条第2項に規定する圧縮天然ガススタンドに関する技術上の基準を参考にされたい。)</p> |
| 同意の要件             | 上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(4)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 番号                | 1111  |
| 特定事業の名称           | ジメチルエーテル試験研究施設における防爆構造を要しない計測機器設置事業   |
| 措置区分              | 省令  |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 一般高圧ガス保安規則第6条第1項第26号<br>コンビナート等保安規則第5条第1項第48号   |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | 可燃性ガスの高圧ガス設備に係る電気設備は、その設置場所及び当該ガスの種類に応じた防爆性能を有する構造でなければならない。  |
| 特例措置の内容           | <p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた以下の(1)から(3)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内の地方公共団体の長が指定するDME試験研究施設においては、防爆性能を有する構造でない計測機器を設置することができる。</p> <p>(1)当該DME試験研究施設の仕様(例えば、使用圧力、処理量)</p> <p>(2)例えば、換気、ガス漏えい検知設備の完備など、防爆性能を有する構造でない計測機器を設置しても当該DME試験研究施設の安全性を確保することが可能な保安確保策</p> <p>(3)前記(2)に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献</p> |
| 同意の要件             | 上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(3)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 番号                | 1112   |
| 特定事業の名称           | 液化水素ガスの輸送容器における充填率変更事業   |
| 措置区分              | 省令   |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 容器保安規則第22条   |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | 液化ガスの充填率が定められている。  |
| 特例措置の内容           | <p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた以下の(1)から(4)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内の地方公共団体の長が指定する充填所においては、当該特区内において実施しようとする下記(2)に記載した充填率とすることができる。</p> <p>なお、本特例措置を実施するに当たっては、充填率を変更できる輸送容器であることを見分けるために地方公共団体の長が講じる措置を構造改革特別区域計画に記載することとする。</p> <p>(1) 充填率を変更しようとする容器の仕様(例えば、圧力、材料)</p> <p>(2) 具体的な充填率(充填率については、容器保安規則第22条に規定する液化ガスの質量の計算の方法などを参考にされたい。)</p> <p>(3) 例えば、充填する液化ガスが膨張しても破裂しない強度を有する容器など、充填率を変更しても当該容器の安全性が確保される保安確保策</p> <p>(4) 前記(3)に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献</p> |
| 同意の要件             | 上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(4)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 番号                | 1113   |
| 特定事業の名称           | 埋設されたジメチルエーテル貯蔵設備の保安距離変更事業   |
| 措置区分              | 省令   |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 一般高圧ガス保安規則第21条、第26条(一般高圧ガス保安規則第6条第1項第2号)   |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | 貯槽により貯蔵する場合、その量に応じて周囲物件(学校、病院、民家等)までの距離が定められている。   |
| 特例措置の内容           | <p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた以下の(1)から(4)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内に設置されるDME貯蔵設備の保安距離については、当該特区内において実施しようとする下記(4)に記載した保安距離とすることができる。</p> <p>(1) 設置される当該貯槽の仕様(例えば、使用圧力、処理量)</p> <p>(2) 例えば、自動遮断装置、爆風圧を遮る障壁の設置など、保安距離を変更しても災害の周囲物件への被害を小さくする保安確保策</p> <p>(3) 前記(2)に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献</p> <p>(4) 設置される当該貯槽に関する具体的な「技術上の基準」(「技術上の基準」については、液化石油ガス保安規則第6条第1項第3号に規定する貯蔵設備に関する技術上の基準を参考にされたい。)</p> |
| 同意の要件             | 上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(4)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし   |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 番号                | 1114  |
| 特定事業の名称           | 水素ガススタンド等における保安検査期間変更事業   |
| 措置区分              | 告示  |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 一般高圧ガス保安規則第79条第2項<br>コンビナート等保安規則第34条第2項<br>製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示(以下「製造細目告示」という。)第14条   |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | 原則年1回、保安検査を受けなければならないが、特定の設備は保安検査期間が延長されている。  |
| 特例措置の内容           | 地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた以下の(1)から(3)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内に設置される水素ガススタンド及びDMEガススタンドにおける保安検査期間については、当該特区内において実施しようとする下記(3)に記載した保安検査期間に延長することができる。<br>(1)当該スタンドに設置される設備の仕様(例えば、使用圧力、処理量)<br>(2)保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該設備の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献<br>(3)具体的な保安検査期間(保安検査期間については、製造細目告示第14条に規定する保安検査期間を参考にされたい。) |
| 同意の要件             | 上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(3)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし  |



|                   |   |
|-------------------|---|
| 番号                | 1115  |
| 特定事業の名称           | 高圧ガス製造施設の自主検査対象拡大事業   |
| 措置区分              | 省令 通達   |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について(平成11年9月22日立局第1号)  |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | 認定完成・保安検査実施者が行うことのできる自主検査の対象は、製造施設の処理能力が20%以上の増加を伴う工事以外の工事としている。  |
| 特例措置の内容           | <p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた以下の(1)、(2)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内の認定検査実施者の自主検査対象については、当該特区内において実施しようとする下記(2)に記載した処理能力の増加率まで自主検査対象を拡大することができる。</p> <p>(1)処理能力が20%以上の増加を伴う工事について自主検査を実施しても保安が確保されることを評価する要領(たとえば、施設の危険度評価や事業者の管理能力を客観的に評価するシステム)</p> <p>(2)具体的な処理能力の増加率の上限</p> |
| 同意の要件             | 上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)、(2)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 番号                | 1116  |
| 特定事業の名称           | 可燃性ガス製造施設の保安距離変更事業  |
| 措置区分              | 省令  |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | コンビナート等保安規則第5条第1項第2号<br>一般高圧ガス保安規則第6条第1項第2号<br>液化石油ガス保安規則第6条第1項第2号  |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | 可燃性ガスの製造施設は、高圧ガス災害の周辺物件への被害を小さくするため、製造設備から周囲の物件(学校、病院、民家等)までの距離が定められている。  |
| 特例措置の内容           | 地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた以下の(1)から(4)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内に設置される可燃性ガスの製造施設の保安距離については、当該特区内において実施しようとする下記(4)に記載した保安距離とすることができる。<br>(1)設置される当該製造施設の仕様(例えば、ガス種、使用圧力)<br>(2)例えば、自動遮断装置、爆風圧を遮る障壁の設置など、保安距離を変更しても災害の周辺物件への被害を小さくする保安確保策<br>(3)(2)に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献<br>(4)設置される当該製造施設に関する具体的な「技術上の基準」(「技術上の基準」については、一般高圧ガス保安規則第7条第2項に規定する圧縮天然ガススタンドに関する技術上の基準を参考にされたい。) |
| 同意の要件             | 上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(4)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 番号                | 1117   |
| 特定事業の名称           | 可燃性ガスの圧縮における含有酸素量変更事業  |
| 措置区分              | 省令   |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | コンビナート等保安規則第5条第2項第1号ハ<br>一般高圧ガス保安規則第6条第2項第1号ハ  |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | 可燃性ガス中の酸素の容量が全容量の4%以上のものは圧縮してはならない   |
| 特例措置の内容           | <p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた以下の(1)から(3)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内においては、当該特区内で実施しようとする下記(2)に記載した酸素濃度で圧縮することができる。</p> <p>(1) 製造施設の仕様(例えば、ガス種、使用圧力)</p> <p>(2) 具体的な酸素濃度、圧縮方法及び例えば、想定される圧力でも破壊しない強度を有する容器の使用など、施設の安全性を確保することが可能な保安確保策</p> <p>(3) (2)に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献</p> |
| 同意の要件             | 上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(3)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし   |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 番号                | 1118  |
| 特定事業の名称           | 防液堤内外における配管設置基準変更事業   |
| 措置区分              | 省令  |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 一般高圧ガス保安規則第6条第1項第8号<br>コンビナート等保安規則第5条第1項第36号  |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | 防液堤の内外には特定の設備以外は設置してはならない。  |
| 特例措置の内容           | <p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた以下の(1)から(3)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内においては、当該特区内において実施しようとする下記(2)に記載した方法や距離により配管を設置することができる。</p> <p>(1)当該貯蔵設備と当該配管の仕様(例えば、ガス種、使用圧力)</p> <p>(2)具体的な配管の設置の仕方、具体的な防液堤と配管との距離(配管の設置の仕方等については、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示第2条を参考にされたい。)及び例えば、配管からの高圧ガスの漏えいを防ぐための2重配管構造など、配管を設置しても安全性を確保することが可能な保安確保策</p> <p>(3)(2)に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献</p> |
| 同意の要件             | 上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(3)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 番号                | 1119   |
| 特定事業の名称           | 高圧ガス設備の開放検査期間変更事業  |
| 措置区分              | 告示   |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示第16条   |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | 保安検査においては、耐圧試験又は開放検査を行わなければならない。開放検査はその期間が定められている。   |
| 特例措置の内容           | <p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた以下の(1)から(3)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内に設置される高圧ガス設備の開放検査期間については、当該特区内において実施しようとする下記(3)に記載した開放検査期間とすることができる。</p> <p>(1)当該高圧ガス設備の仕様(例えば、ガス種、材料)</p> <p>(2)開放検査期間の延長が可能であると判断できる当該設備の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献</p> <p>(3)具体的な開放検査期間(保安検査期間については、製造細目告示第16条に規定する保安検査期間を参考にされたい。)</p> |
| 同意の要件             | 上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)～(3)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 番号                | 1120   |
| 特定事業の名称           | 石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業  |
| 措置区分              | 省令   |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第10条、第11条、第12条   |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定   | <p>1. レイアウト省令第10条(施設地区の配置の基準)では、製造施設地区は、その面積が1,000平方メートルを超え7,000平方メートル以下である場合にあってはその外周から内側3メートル以内の部分に施設又は設備を設置しないこと等</p> <p>2. レイアウト省令第11条(特定通路の幅員)では、施設地区の区分及び面積に応じて6、8、10、12メートルの特定通路を配置すること等</p> <p>3. レイアウト省令第12条(通路の配置及び形状の基準)では、特定通路の上空を横断する連絡導管等は、特定通路の地盤面から4メートル以上の間隔を有すること等</p> |
| 特例措置の内容           | レイアウト省令第10条から第12条の規定によって担保される安全性と同等の安全性を担保する代替措置が講ぜられているものとして、総務大臣及び経済産業大臣の同意を得て、構造改革特別区域計画が認定された場合には、当該各条の規定を適用しないこととする。  |
| 同意の要件             | 代替措置について、提出された実験データや文献等によって、個々の事業所のレイアウト状況等を踏まえた総合的な安全性が検証され、レイアウト省令第10条から第12条の規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き   | 特になし   |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 1201  |
| 特定事業の名称             | 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業   |
| 措置区分                | 通達  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | なし  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 公有水面埋立法第29条第2項及び第27条第2項の許可基準の一つである「已むことを得ざる事由あること」については、これまで、用途変更の場合には、「埋立を行った者自らの原因ではなく、社会・経済状況の変化による外部的要因による場合」、権利の移転・設定の場合には、「会社の経営不振により継続的な土地利用が困難と認められる場合」等に限定するなど、極めて厳格に運用している。<br>また、大臣協議の処理期間については、受理から通知まで約1月を要している。 |
| 特例措置の内容             | 地方公共団体が早期に埋立地の有効利用を行うことにより臨海部の活性化を図る必要があると認めて、構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、公有水面埋立法第27条第2項及び第29条第2項の許可の基準である「已むことを得ざる事由あること」に該当することとする。<br>また、大臣協議の処理期間については、受理から通知まで2週間(土日祝祭日を除く。)とする。  |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし  |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 1202  |
| 特定事業の名称             | 公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業  |
| 措置区分                | 通達  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年6月14日港管第1580号、河政発第57号)  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 埋立地の用途は、埋立てによって造成される土地の利用を特定したものであり、免許にあたり、埋立ての必要性を判断するうえで最も重要な事項の一つであることから、なるべく具体的に特定する必要がある。このため、埋立地の用途については港湾計画の土地利用区分より詳細な区分を行い、工業用途については、総務省日本標準産業分類の大分類又は中分類により定めている。 |
| 特例措置の内容             | 特区内において、現在の産業分類にない新しい産業が立地してくることも考えられ、埋立地の用途については、従来の用途区分では特定が困難な利用形態や複合的な土地利用に対応する用途として、例えばリサイクル産業が立地できるような用途を許可が受けられる用途として明確化する。  |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし  |



|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 1203  |
| 特定事業の名称             | 特定埠頭運営効率化推進事業   |
| 措置区分                | 法律  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 港湾法第54条第1項、第55条第1項<br>北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第4条第2項、第5条第1項<br>沖縄振興特別措置法第108条第6項、第8項   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | <p>○港湾法(昭和25年法律第218号)(抜粋)</p> <p>第54条 前条に規定する場合の外、第52条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設(港湾の管理運営に必要な土地を含む。)は、国土交通大臣(国有財産法(昭和23年法律第73号)第3条の規定による普通財産については財務大臣)において港湾管理者に貸し付け、又は管理を委託しなければならない。</p> <p>第55条 港湾管理者が設立されたときは、その時において国の所有又は管理に属する港湾施設で、一般公衆の利用に供するため必要なもの(航行補助施設を除く。)は、港湾管理者に譲渡し、貸し付け、又は管理を委託しなければならない。</p> <p>○北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和26年法律第73号)(抜粋)</p> <p>第4条<br/>2 前条第1項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物(前項の規定により譲渡するものを除く。)のうち、公用のため国において必要なものを除き、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、これを港湾管理者に管理を委託しなければならない。</p> <p>第5条 港湾管理者が設立された時において国の所有又は管理に属する港湾施設(航行補助施設を除く。)は、公用のため国において必要なものを除き、これを港湾管理者に譲渡し、又は管理を委託しなければならない。</p> <p>○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抜粋)</p> <p>第108条<br/>6 第1項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物(公用に供するため国が必要とするもの及び前項の規定により譲渡するものを除く。)のうち、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、港湾管理者に管理を委託しなければならない。<br/>8 港湾管理者が設立された時において国の所有又は管理に属する港湾施設(航行補助施設及び公用に供するため国が必要とするものを除く。)は、港湾管理者に譲渡し、又は管理を委託しなければならない。</p> |

|                        |  |
|------------------------|--|
| <p>特例措置の内容</p>         | <p>1. 地方公共団体が、その設定する特区内の港湾（港湾法第2条第2項に規定する重要港湾に限る。以下同じ。）において、特定埠頭（同一の者により一体的に運営される岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設、臨港交通施設、旅客施設、保管施設、港湾管理施設等をいう。以下同じ。）の運営を行う事業で当該港湾の効率的な運営に特に資するもの（コンテナ船により運送されるコンテナ貨物、ロールオン・ロールオフ船により運送される貨物又は自動車航送船であるものにより運送される車両若しくは旅客を取り扱う特定埠頭を運営する事業。以下「特定埠頭運営効率化推進事業」という。）のうち、当該港湾の港湾管理者（同法第2条第1項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）が当該港湾の港湾計画（同法第3条の3第1項に規定する港湾計画をいう。）に適合すること、当該港湾の効率的な運営に特に資するものであると認められること、適正かつ確実に遂行するために適切なものであること、必要な経済的基礎を有すること等の要件に該当するものと認められた者（以下「事業者」という。）が実施するものを促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該港湾管理者は、国有財産法第18条第1項又は地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、当該事業者が実施する特定埠頭運営効率化推進事業の用に供するため、行政財産（国有財産法第3条第2項又は地方自治法第238条第3項に規定する行政財産をいう。）である特定埠頭を当該事業者に貸し付けることができる。</p> <p>2. 上記1の規定による貸付けについては、民法第604条並びに借地借家法第3条及び第4条の規定は、適用しない。</p> <p>3. 国有財産法第21条、第23条及び第24条並びに地方自治法第238条の2第2項及び第238条の5第3項から第5項までの規定は、上記1の規定による貸付けについて準用する。</p> <p>4. 上記1の規定により港湾管理者が行政財産である特定埠頭を事業者に貸し付ける場合における港湾法第46条第1項の「港湾管理者は、その工事の費用を国が負担し又は補助した港湾施設を譲渡し、担保に供し、又は貸し付けようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。但し、国が負担し、若しくは補助した金額に相当する金額を国に返還した場合、又は貸付を受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、且つ、その貸付が3年の期間内である場合はこの限りでない。」の規定の適用については、同項中「、又は貸付を受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、且つ、その貸付が3年の期間内である場合」とあるのは、「、貸付けを受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、かつ、その貸付けが3年の期間内である場合、又は法第4条第8項の規定により認定（法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）を受けた場合」とする。</p> <p>5. 港湾管理者は、特定埠頭を貸し付ける者が上記1の要件に該当するものと認めるに当たっては、公告、縦覧、意見書の提出等公正な手続に従って行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6. 上記5に定めるもののほか、港湾管理者は、特定埠頭の貸付けに当たり、特定埠頭の貸付けを受けることとなった事業者の氏名又は名称、事業の概要、事業者の選定経緯等を公表するとともに、特定埠頭貸付契約において、契約解除条項、港湾管理者による報告徴収等に関する条項等を規定しなければならない。</p> |
| <p>同意の要件</p>           | <p>法第14条で定める所定の手続に則っていること。</p>   |
| <p>特例措置に伴い必要となる手続き</p> | <p>特になし</p>  |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 1204  |
| 特定事業の名称             | 自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業  |
| 措置区分                | 省令  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 道路運送車両法施行規則第26条の3、第26条の5、第26条の6   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示は、自動車の運行中回送運行許可番号標に記載された番号が判読できるように、回送運行許可番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に取り付けることによつて行う。   |
| 特例措置の内容             | 当該区域が、国際自動車専用船が発着する埠頭を含み、かつ、法第4条第2項の構造改革特別区域計画に定めた当該特例を適用する運行区間が、その道路や通行車両の状況、周辺環境から主として自動車専用船から陸揚げされた自動車の駐車場、整備工場、その他関係施設への回送又は自動車専用船に積み込む自動車の回送の用に供されていると地方公共団体が認め、特区として認定された後、道路運送車両法第36条の2に基づく回送運行許可事業者に対し、当該区間に限り使用できる回送運行許可番号標を別途定め、その使用を認める。 |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし  |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 1205  |
| 特定事業の名称             | 重量物輸送効率化事業  |
| 措置区分                | 通達  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | (1)特殊車両通行許可限度算定要領について(昭和53年12月1日付け道路交通管理課長通達)等<br>(2)基準緩和自動車の認定要領について(平成9年9月19日付け自動車交通局長通達)   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | (1)許可車両の許可限度重量は、「特殊車両通行許可限度算定要領」に定める方法により算定する。<br>(2)基準緩和の認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を特定して行うことができる。<br>①長大又は超重量で分割不可能な単体物品(以下、単に「物品」という。)を輸送することができる構造を有する自動車(けん引自動車を除く。)<br>②以下略  |
| 特例措置の内容             | (1)実施主体が道路法第47条の2の規定に基づく特殊車両通行許可申請を行った際に、橋・高架の道路その他これらに類する構造の道路を含まない経路を通行し、軸重が車両制限令第3条第1項に規定する値を超えない車両で、かつ、例えば、車両総重量規制の緩和を受けた車両の通行により、各道庁管理者が通常業務として実施する舗装の維持、修繕その他の管理を超える措置が必要となった場合等には、必要に応じて特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体が当該超過分に係る費用を負担すること、車両の運行状況を道路管理者に報告すること等の道路を適切に管理するための措置が、例えば、各道路管理者と構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体との間で道路の管理に関する協定を締結すること又は措置の実施を特殊車両通行許可の条件とすること等により、構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体の責任において確実に実施されると各道路管理者が判断する場合は、各道路管理者は、特殊車両通行許可を行うに当たり、総重量の許可限度重量については「特殊車両通行許可限度算定要領」に現在定める値を超えて許可することとする。<br>(2)従前、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合に道路運送車両の保安基準第4条に規定する車両総重量にかかる特例を受けることができたが、特区内においてはこれに限らず、特殊車両通行許可に係る上記の特例措置による特殊車両通行許可を受けることが確実であることを道路管理者により確認された車両は、車両総重量にかかる当該基準の特例を受けることができることとする。 |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし  |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 1206   |
| 特定事業の名称             | NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業  |
| 措置区分                | 通達   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 道路運送法第80条第1項   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。   |
| 特例措置の内容             | <p>地方公共団体が、当該地域内の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては高齢者、身体障害者等移動制約者に係る十分な輸送サービスが確保できないと認めるとともに、次の条件を満たす特定非営利活動法人(以下別表第1中番号1206及び1207において「NPO」という。)等によるボランティア輸送における有償運送の実施管理のための当該地方公共団体を含む関係者による運営協議の場を設け、判明した問題点等について速やかに報告する体制を整えて、構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合には、当該NPO等による道路運送法第80条第1項に基づく申請に対し、速やかに許可を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運送主体が、当該輸送確保について地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた、社会福祉法人、NPO(保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行うことを主たる目的とするものに限る。)又は地方公共団体が自ら主宰するボランティア組織であること。</li> <li>2. 運送の対象は、あらかじめ登録した会員及びその同伴者とし、会員は、要介護認定を受けている者や身体障害者等のうち単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であること。また、運送の発地又は着地のいずれかが原則として当該地方公共団体の区域内にあること。</li> <li>3. 運送に使用する車両には、ボランティア輸送に係る有償運送に用いる車両であること、運賃及び料金、運転者の氏名及び自動車登録番号等について、旅客に見やすいように掲示すること。また、車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車であること。</li> <li>4. 運転者は、普通第2種免許を有することを基本としつつ、これによりがたい場合には、当該地域における交通の状況等を考慮して十分な能力及び経験を有していると認められること。</li> <li>5. 運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険若しくは共済に加入していること又はその計画があること。</li> <li>6. 運送の対価として収受する金額については、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定されるものであること。</li> <li>7. 運行管理体制が整っており、指揮命令系統が明確であるとともに、事故防止についての教育及び指導体制が整っていること。事故時の処理及び責任体制等が明確に整備されていること。使用する車両についての整備管理体制が確立されており、かつ、利用者からの苦情処理に関する体制が整備されていること。</li> <li>8. 許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。</li> </ol> |
| 同意の要件               | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし   |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 1207   |
| 特定事業の名称             | 交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業  |
| 措置区分                | 通達   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 道路運送法第80条第1項   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。   |
| 特例措置の内容             | <p>地方公共団体が、当該地域内の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては十分な住民輸送サービスが確保できないと認めるとともに、次の条件を満たすNPO等による交通機関空白の過疎地での住民輸送における有償運送の実施管理のための当該地方公共団体を含む関係者による運営協議の場を設け、判明した問題点等について速やかに報告する体制を整えて、構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合には、当該NPO等による道路運送法第80条第1項に基づく申請に対し、速やかに許可を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運送主体が、当該輸送確保について地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた、社会福祉法人、NPO(保健、医療若しくは福祉の増進を図る活動又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを主たる目的とするものに限る。)又は地方公共団体が自ら主宰するボランティア組織であること。</li> <li>2. 運送の対象は、あらかじめ登録した会員及びその同伴者とし、会員は、当該地方公共団体の区域内に住所を有する者であること。また、運送の発地又は着地のいずれかが原則として当該地方公共団体の区域内にあること。</li> <li>3. 運送に使用する車両には、住民輸送に係る有償運送に用いる車両であること、運賃及び料金、運転者の氏名及び自動車登録番号等について、旅客に見やすいように掲示すること。</li> <li>4. 運転者は、普通第2種免許を有することを基本としつつ、これによりがたい場合には、当該地域における交通の状況等を考慮して十分な能力及び経験を有していると認められること。</li> <li>5. 運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険若しくは共済に加入していること又はその計画があること。</li> <li>6. 運送の対価として収受する金額については、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定されるものであること。</li> <li>7. 運行管理体制が整っており、指揮命令系統が明確であるとともに、事故防止についての教育及び指導體制が整っていること。事故時の処理及び責任体制等が明確に整備されていること。使用する車両についての整備管理体制が確立されており、かつ、利用者からの苦情処理に関する体制が整備されていること。</li> <li>8. 許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。</li> </ol> |
| 同意の要件               | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし   |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 1301・1302  |
| 特定事業の名称             | 国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業   |
| 措置区分                | 省令   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 自然公園法施行規則第12条及び第15条  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 国立公園及び国定公園内の特別地域内において、各種行為を行う場合は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければならないが、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて環境省令で定めるものについては許可を要しないこととしている。また、普通地域においても同様に届出を要さないこととしている。   |
| 特例措置の内容             | <p>国立公園又は国定公園(特別保護地区を除く。)内の自然環境を活用した催しであつて、地方公共団体が地域の活性化に資すると認めるもののために一時的に行われる、道路、駐車場、運動場、芝生園地及び植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所における工作物の設置、広告物の設置、小規模な土地の形状変更及び工作物の色彩の変更など風致の維持に支障が少ない行為について、次に掲げることが構造改革特別区域計画に定められている場合には自然公園法第17条第3項及び第20条第1項の規定を適用しないこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 催しの実施に当たっては、地方公共団体は風致の維持に十分配慮し、又は催しの実施者に十分配慮するよう指導すること。</li> <li>2. 催しの実施のために行われた行為については、地方公共団体が原状回復を行い、又は行為者に原状回復を指導すること。</li> </ol> |
| 同意の要件               | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特区が認定された後において、当該催しが実施される場合は、地方公共団体は、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に、あらかじめ催しの名称、行為の概要、場所、実施期間を通報することとする。  |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 1303  |
| 特定事業の名称             | 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業  |
| 措置区分                | 通達  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 「第9次鳥獣保護事業計画の基準」(平成13年環境省告示第2号。ただし、平成15年4月16日以降は、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平成14年環境省告示第86号))   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 現行の「第9次鳥獣保護事業計画の基準」に基づき、法人に対し有害鳥獣捕獲の許可を行うに当たっては、従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。従事者を限定的に取り扱っている。  |
| 特例措置の内容             | 有害鳥獣捕獲の許可申請の取扱いについては、平成15年4月16日の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行に伴い適用される「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、「銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に網・わな猟免許所持者が含まれ、かつ、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に網・わな猟免許を受けていない者を含むことができるものとする。」と定めたところであるが、この「捕獲技術、安全性等が確保されている場合」として、現在、すでに行われている移入鳥獣の捕獲の場合に加えて、特区内における捕獲の場合についても適用する。なお、新告示が適用されるまでの間(平成15年4月1日から15日まで)も旧告示において、同様な対応が可能となるように通知することとする。 |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし  |



|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 1304   |
| 特定事業の名称             | 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業  |
| 措置区分                | 告示   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2、第12条の12の2<br>平成9年12月厚生省告示第258号(環境大臣が定める一般廃棄物)<br>平成9年12月厚生省告示第259号(環境大臣が定める産業廃棄物)  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | <p>1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2及び第12条の12の2 法第9条の8第1項及び法第15条の4の2第1項の規定による再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物又は産業廃棄物は、次のいずれにも該当せず、かつ、特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる廃棄物であって環境大臣が定めるものとする。</p> <p>① ばいじん又は焼却灰であって、一般廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの</p> <p>② 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるもの</p> <p>③ 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの</p> <p>現状環境大臣が特例の対象として定めている廃棄物は以下のとおり。</p> <p>(1) 環境大臣が定める一般廃棄物(平成9年12月厚生省告示第258号)</p> <p>① 廃ゴムタイヤ(自動車用のものに限る。)</p> <p>② 廃プラスチック類</p> <p>③ 廃肉骨粉(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。)</p> <p>(2) 環境大臣が定める産業廃棄物(平成9年12月厚生省告示第259号)</p> <p>① 廃ゴムタイヤ(自動車用のものに限る。)</p> <p>② 汚泥(シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、抗基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事又は地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のものに限る。)</p> <p>③ 廃プラスチック類</p> <p>2. 特例の対象として環境大臣が定めた廃棄物に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の4第10号及び第6条の5第11号並びに第12条の12の4第10号及び第12条の12の5第11号の規定に基づく再生利用の内容等の基準は別に環境大臣が定める。</p> |

|                        |  |
|------------------------|--|
|                        | <p>現状環境大臣が特例の対象として定めている再生利用の内容等の基準は以下のとおり。</p> <p>(1) 廃ゴムタイヤに係る再生利用の内容等の基準(平成9年厚生省告示第260号)</p> <p>廃ゴムタイヤの再生利用の内容については、廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として使用し、再生品であるセメントの利用が確実に見込まれるものであること等</p> <p>(2) 廃プラスチック類に係る再生利用の内容等の基準(平成11年厚生省告示第208号)</p> <p>廃プラスチックの再生利用の内容については、異物の除去等の前処理を行い高炉で用いる還元剤が製造され、その還元剤が高炉の鉄鉱石を還元するために利用されるものであること等</p> <p>(3) 廃肉骨粉等に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準(平成13年環境省告示第56号)</p> <p>廃肉骨粉の再生利用の内容については、廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメントの原材料として使用し、再生品であるセメントの利用が確実に見込まれるものであること等</p> <p>(4) 汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準(平成9年厚生省告示第261号)</p> <p>汚泥の再生利用の内容については、高規格堤防の築造材として用いるための再生品として使用し、一定の品質の再生品を得ることができるものであること等</p> |
| <p>特例措置の内容</p>         | <p>1. 地域におけるリサイクル推進のため、地方公共団体が特例を求める廃棄物について法令を上回る規制(関係者の同意、流入規制(当該地方公共団体の区域内のみの廃棄物を用いて再生利用を行う場合及び単なる届出を除く。))を自ら設けていないとして内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けたときには、特定の廃棄物について再生利用認定制度の特例の対象とすることができる。</p> <p>2. 特例の対象となる特定の廃棄物(再利用方法を含む。)は次のとおりとする。なお、特例の対象となる特定の廃棄物については、告示によって随時追加していくこととする。</p> <p>(1) 廃FRP船破砕物をセメント原材料として利用する場合</p> <p>(2) 廃タイヤを製鉄原料として利用する場合</p>   |
| <p>同意の要件</p>           | <p>特になし</p>  |
| <p>特例措置に伴い必要となる手続き</p> | <p>特になし</p>  |